

# 広川町 財政健全化計画 (H17年度～H21年度)

平成18年3月改訂版

広川町総務課

# 目 次

	ページ
【1】はじめに .....	1
【2】財政の現状と財政収支見通し .....	2
1、財政の現状 .....	2
(1)平成11年度～15年度普通会計決算の状況 .....	2
(2)平成11年度～15年度財政指標の状況 .....	6
(3)平成11年度～15年度普通会計町債現在高の推移 .....	8
(4)平成11年度～15年度普通会計基金現在高の推移 .....	8
(5)平成14年度普通会計決算における類似団体( - 1)との比較 .....	9
2、財政収支見通し .....	12
(1)平成16年度決算見込み・17～21年度普通会計収支見通し .....	12
(2)平成16年度～21年度経常収支比率の見通し .....	15
(3)平成16年度～21年度普通会計町債現在高の見通し .....	15
【3】財政健全化計画 .....	16
1、基本方針 .....	16
(1)財政健全化の目標 .....	16
(2)計画期間 .....	16
(3)基本目標または健全化の目安 .....	16
2、具体的な改革項目及び数値目標 .....	16
(1)歳入の確保対策 .....	16
税収の確保 .....	16
受益者負担の適正化 .....	16
地方債発行の適正化 .....	17
(2)内部管理経費の削減 .....	17
総人件費の削減 .....	17
その他内部管理経費の削減 .....	19
(3)事務事業等の見直し .....	20
公共施設の見直し .....	20
補助金等の見直し .....	21
社会保障関係経費の見直し .....	21
その他経費の見直し .....	21
(4)公共事業費の見直し .....	21
投資的経費の見直し .....	22
入札制度の見直し .....	22
(5)健全化後の普通会計収支見通し .....	23
(6)第三セクターの見直し .....	24

(7) 地方公営企業の経営健全化 .....	24
簡易水道事業 .....	24
下水道事業 .....	26
取り組み項目の内容と年度別数値目標 .....	27

## 【1】はじめに

地方自治体を取り巻く環境は、ここ数年大きな変革期を迎えています。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を定める骨太方針2004では、真の分権型社会の実現に向けて、地方自治体が自己決定と自己責任の下、行財政運営ができるよう、「税源移譲による地方税の充実確保」、「地方交付税の総額抑制と財源保障機能の縮小」、「国庫補助負担金の廃止・縮減等」から成る『三位一体の改革』を着実に推進することが謳われています。

特に、少子・高齢化が進み、国際化・高度情報化の一層の進展、環境問題など、社会経済情勢の急速な変化に伴い、町民の生活や意識は大きく変化しており、質の高い行政サービスが求められています。そこで、次世代に誇りを持って引き継ぐことができるような魅力あるまちづくりを推進していくために、新たな視点と発想にたって、総合的かつ計画的に町勢の発展を図るため、平成22年度を目標年度とする広川町長期総合計画『美しく快適な緑のまち・クリーン&グリーン』を策定し、基本目標として「美しく快適な生活環境づくり」、「ま心して暮らせるまちづくり」、「いきいきとした活力あるまちづくり」、「豊かな心と文化を育むまちづくり」、「みんなと共につくるまちづくり」の5つを掲げ各施策を推進することとしています。

しかしながら、日本経済全体が低迷を呈し、地方財政は国の『三位一体の改革』の推進などとともに今後さらに一段と厳しくなることが予想されます。本町でも、町税や地方交付税など歳入の多くは国の制度改正と相まって減少傾向が加速しています。また歳出においては、多様化する財政需要に加え、扶助費等の義務的経費の増加により、財政の硬直化の傾向が急激に進んでいます。

今回策定した広川町財政健全化計画の目標は、「持続可能な財政基盤の確立」です。健全財政を維持し、将来の広川町の発展の礎となる財政基盤を目指し、全職員が一丸となって財政健全化に取り組む必要があります。

## 【2】財政の現状と財政収支見通し

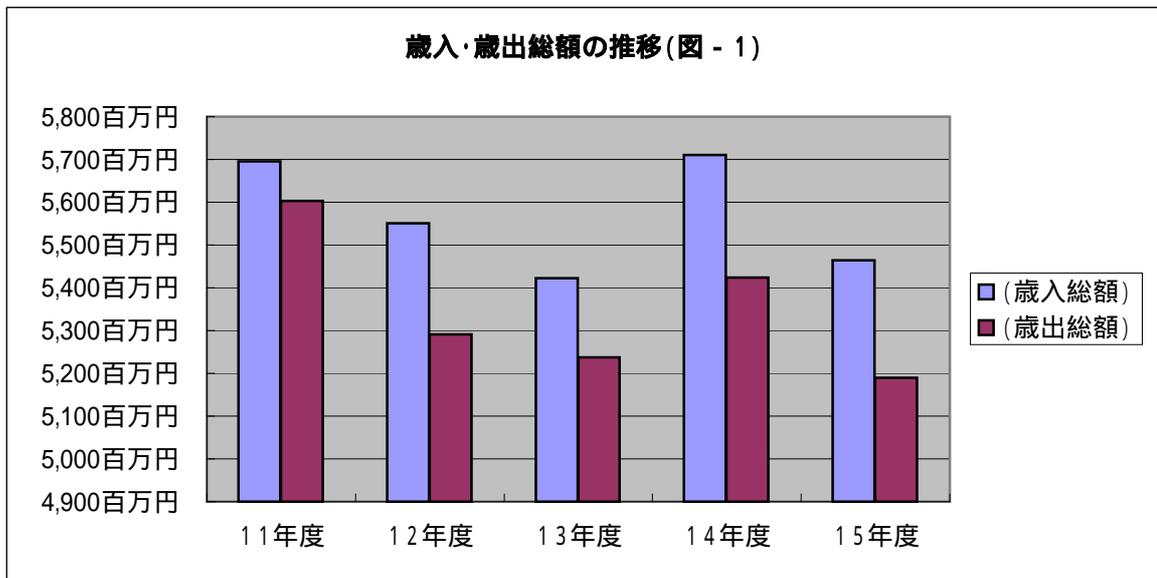
### 1、財政の現状

#### (1)平成11年度～15年度普通会計決算の状況

表 - 1(単位:千円)

内 容	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
<b>(歳入)</b>					
町税	684,667	664,797	690,786	683,679	668,817
地方譲与税等	156,162	195,978	189,243	151,966	155,554
地方交付税	2,530,560	2,603,968	2,531,682	2,333,907	2,077,653
国・県支出金	1,044,437	904,428	1,032,730	879,686	1,103,790
町債	420,400	326,200	276,495	392,290	752,415
その他	859,484	855,121	701,668	1,268,703	706,183
<b>(歳入総額)</b>	<b>5,695,710</b>	<b>5,550,492</b>	<b>5,422,604</b>	<b>5,710,231</b>	<b>5,464,412</b>
<b>(歳出)</b>					
義務的経費	2,091,835	2,556,194	2,017,473	2,131,128	1,814,120
うち人件費	798,687	814,334	784,400	780,197	758,557
うち扶助費	174,176	208,622	222,762	217,394	237,909
うち公債費	1,118,972	1,533,238	1,010,311	1,133,537	817,654
建設事業費	1,781,137	1,320,776	1,518,824	1,319,370	1,804,605
その他	1,730,133	1,414,642	1,701,027	1,973,093	1,570,683
<b>(歳出総額)</b>	<b>5,603,105</b>	<b>5,291,612</b>	<b>5,237,324</b>	<b>5,423,591</b>	<b>5,189,408</b>
<b>歳入歳出差引</b>	<b>92,605</b>	<b>258,880</b>	<b>185,280</b>	<b>286,640</b>	<b>275,004</b>

事業費支弁人件費は、人件費に計上しています。

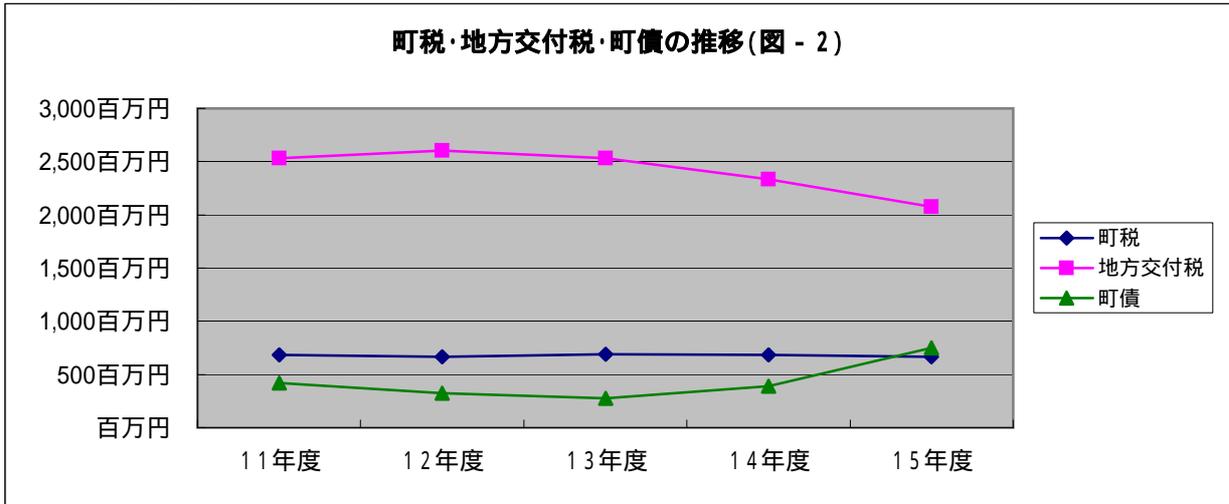


参考までに上の表 - 1の歳入から基金繰入金と繰越金を除いた実質的な単年度収支は次のとおりです。

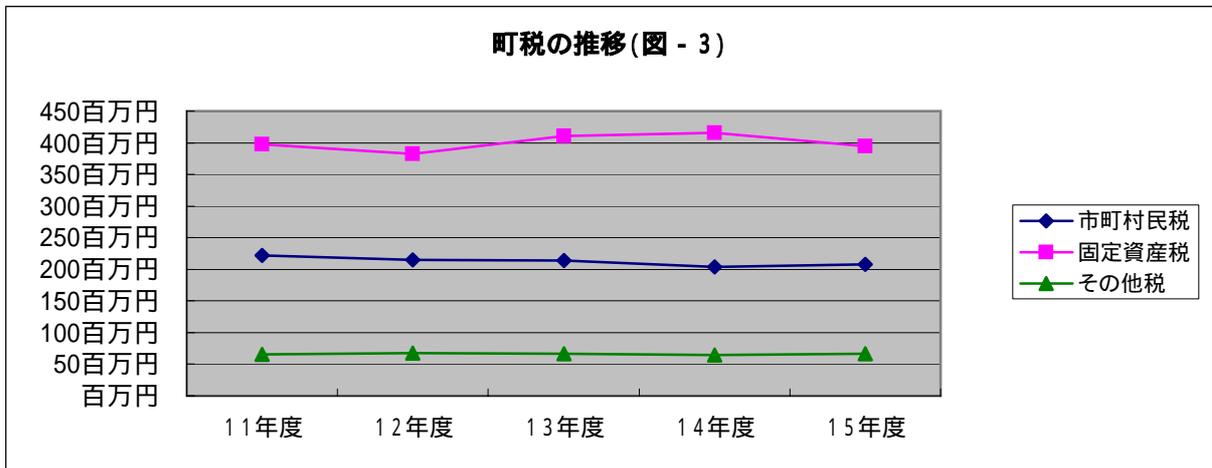
表 - 2(単位:千円)

内 容	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
基金繰入金	59,592	413,409	70,055	313,872	141,463
繰越金	65,278	48,326	81,969	113,022	83,789
<b>歳入歳出差引</b>	<b>32,265</b>	<b>202,855</b>	<b>33,256</b>	<b>140,254</b>	<b>49,752</b>

【歳入の主なもの】

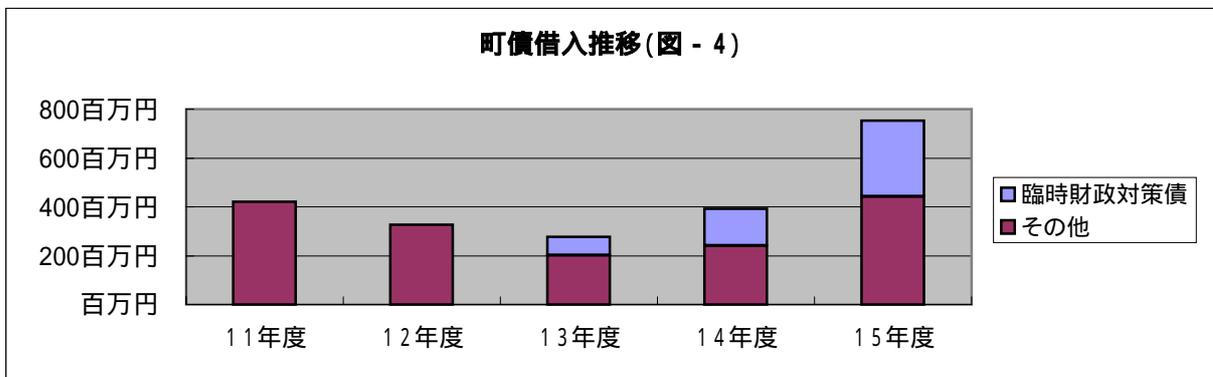


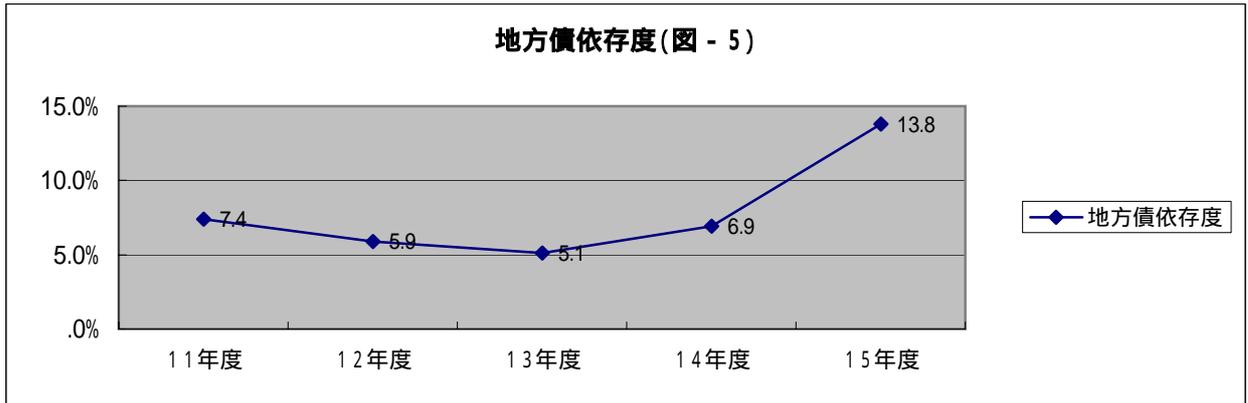
町税は、国の減税実績や長引く景気の低迷等が影響し、ほぼ横ばいの状況である。



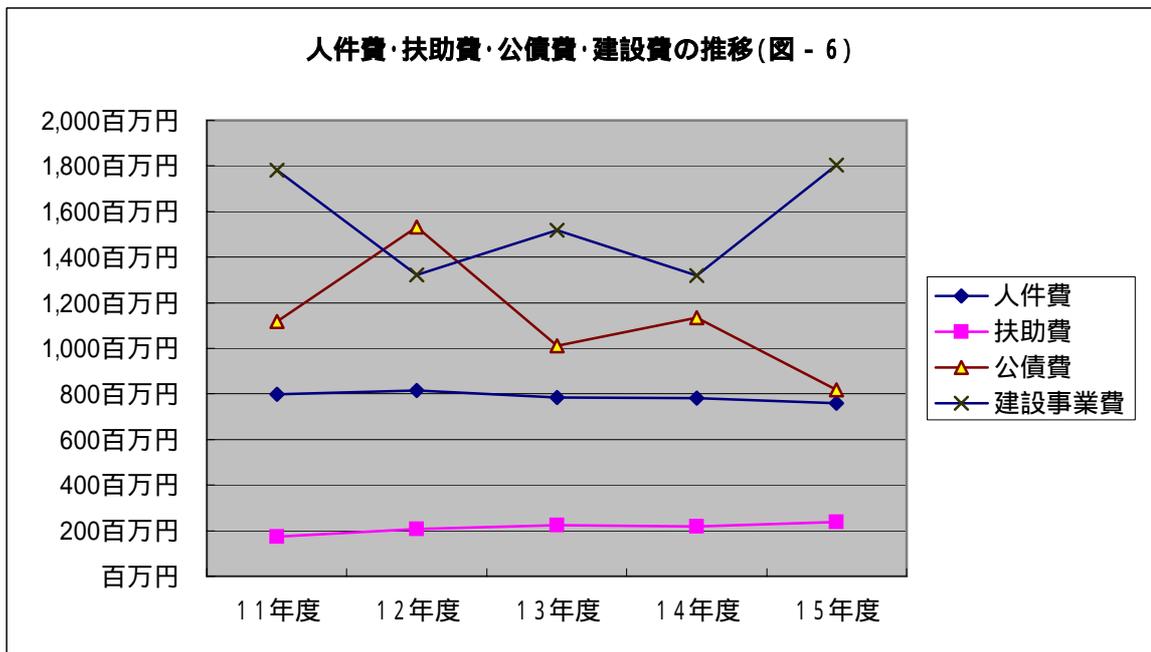
地方交付税は、国の地方財政計画の伸びと、公債費や事業費補正が伸びたことにより12年度に最も多くなったものの、その後は国の構造改革による地方財政計画の縮小基調と13年度からの制度改革により交付税の一部が臨時財政対策債に振替られたことにより減少傾向にあります。

町債の借入については、交付税算入等財源措置のあるものに限定した抑制措置を行ってきたが、13年度以降の臨時財政対策債の借入額が多くなり、増加傾向にある。その結果、決算における町債依存度は急激な伸びを示している。





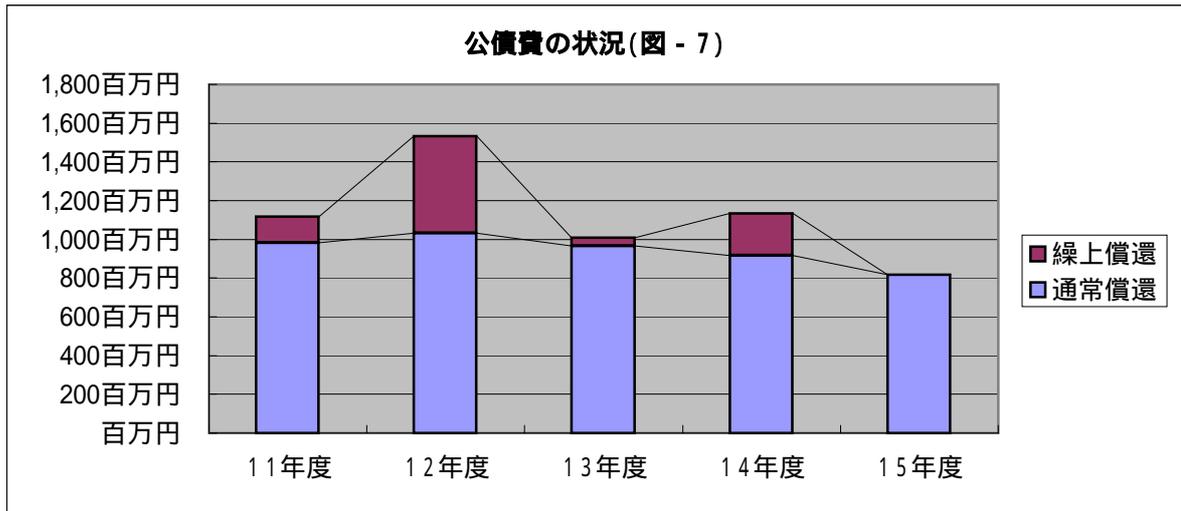
【歳出の主なもの】



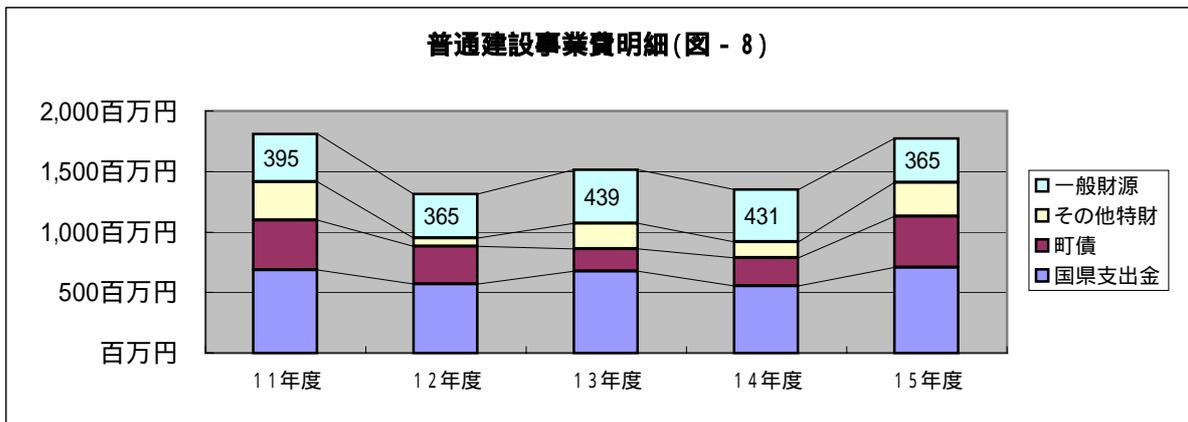
人件費は、平成12年度をピークに減少傾向にあります。これは、平成11年度からの人事院勧告における期末勤勉手当の支給月数の減、平成14年度における人事院勧告史上初の給料表のマイナス勧告等、平成15年度まで5年連続の実質的なマイナス勧告に基づく給与改正を行った結果であり、12年度に比べ15年度では56百万円(6.8%)の大幅減となっています。

扶助費は、平成12年度において介護保険関連で減少したものの、ポッポ保育園への乳幼児の措置を開始したことにより大幅に増加し、以後増加傾向にある。

公債費は、図 - 7のとおり平成11年度から平成14年度にかけて、財政健全化のため繰上償還の繰上償還を行ったことで、金額が大きく、年度間でのばらつきが見受けられるが、繰上償還を除いた通常償還は年々減少傾向にある。



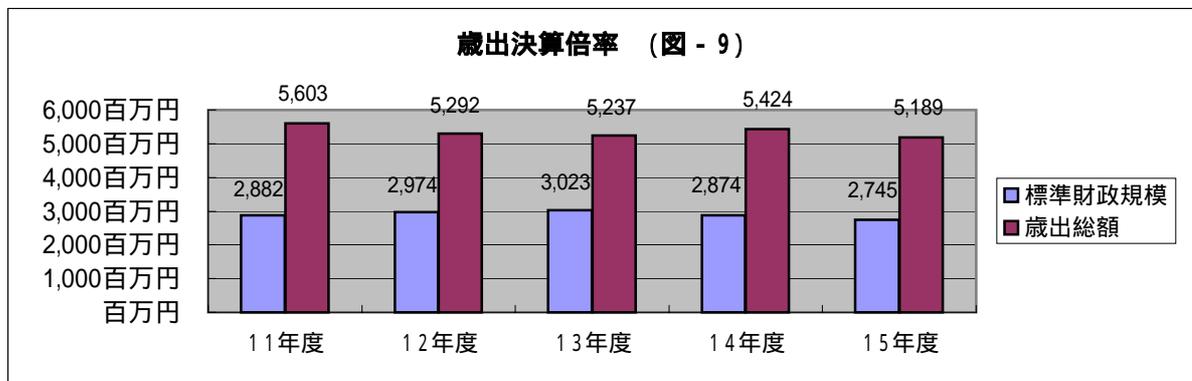
建設事業費は、平成11年度には山村交流施設等(滝原温泉ほたるの湯)の建設、平成15年度は広川南インター設置を行ったため大きく増えています、それ以外の年でも町債発行抑制を考慮し事業を厳選しながら平均1,400百万円の事業を実施している。

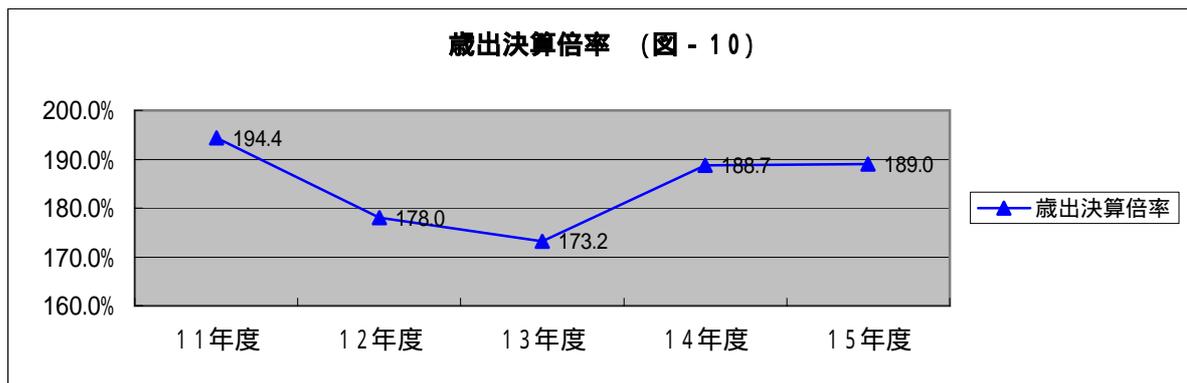


地方道路整備臨時交付金は、国県支出金に含む。

その他、事務事業や補助金負担金交付金など行財政改革を進めるなかで物件費、補助費等を抑制し、歳入に見合う歳出としています。

歳出総額は、以上を反映して、最も多い平成11年度に比べて平成15年度には414百万円(7.4%)の大幅減となっている。しかしながら、歳出決算倍率(歳出決算額/標準財政規模)で見ると、図-10のとおり、ここ数年の地方財政計画における歳出の抑制の結果、町歳出決算額の減額傾向に反して増加傾向にある。(歳出決算倍率は200%を超えると要注意)

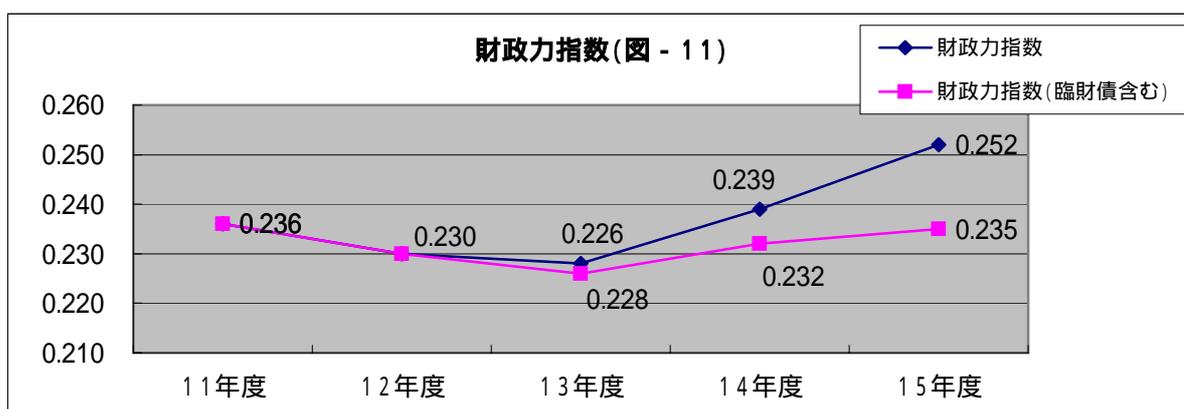




## (2) 平成11年度～15年度財政指標の状況

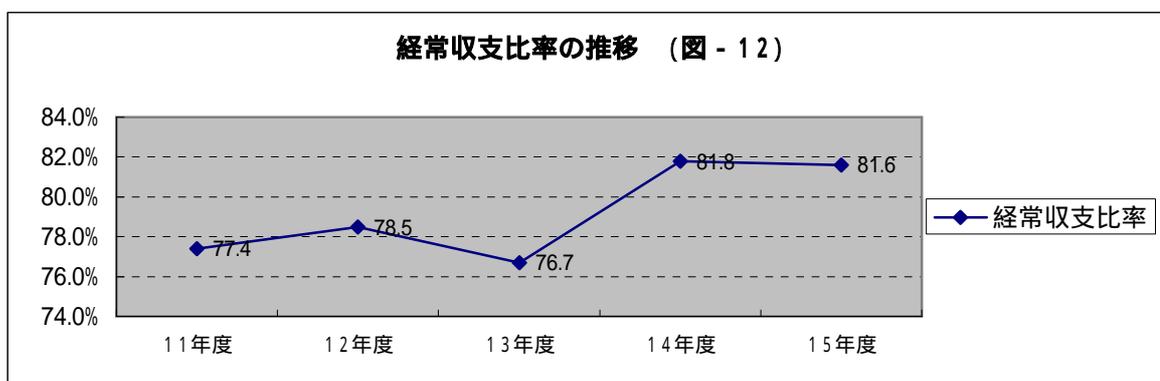
### 【財政力指数、経常収支比率、起債制限比率】

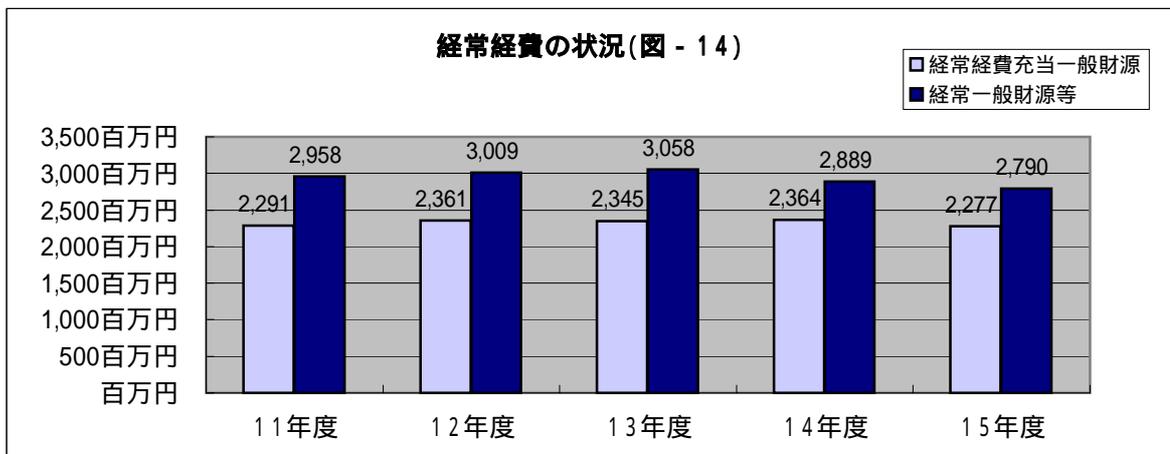
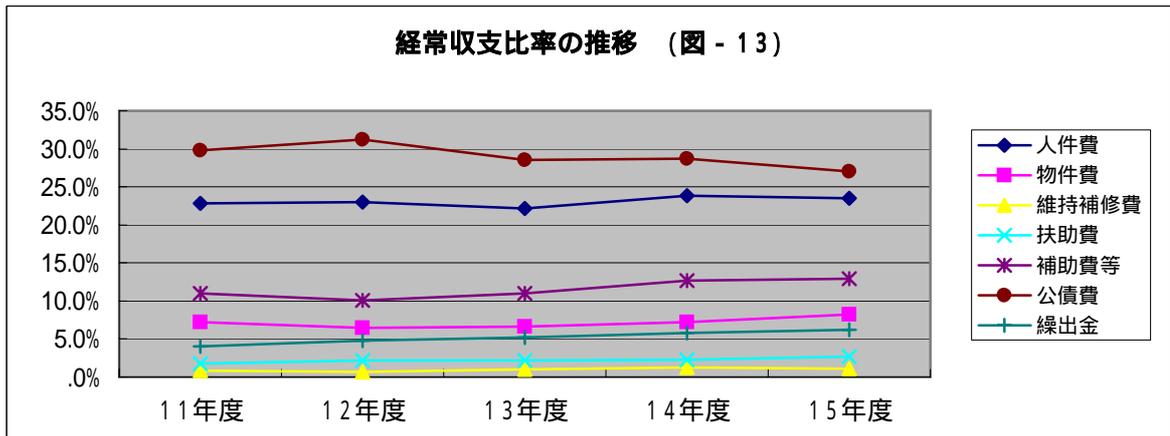
財政力指数は、13年度を境に急激に上昇しているが、これは基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振替られたことによるもので、基準財政需要額に臨時財政対策債振替分を含んだ場合は、ほぼ同じ水準で推移しています。標準的な行政運営に係る経費に対して収入は2割強程度しか見込まれず、典型的な地方交付税依存体質の脆弱な財政基盤とすることができます。



基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3ヵ年の平均値で、その団体の財政力を示すものであり、「1」に近いほど財源に余裕がある。

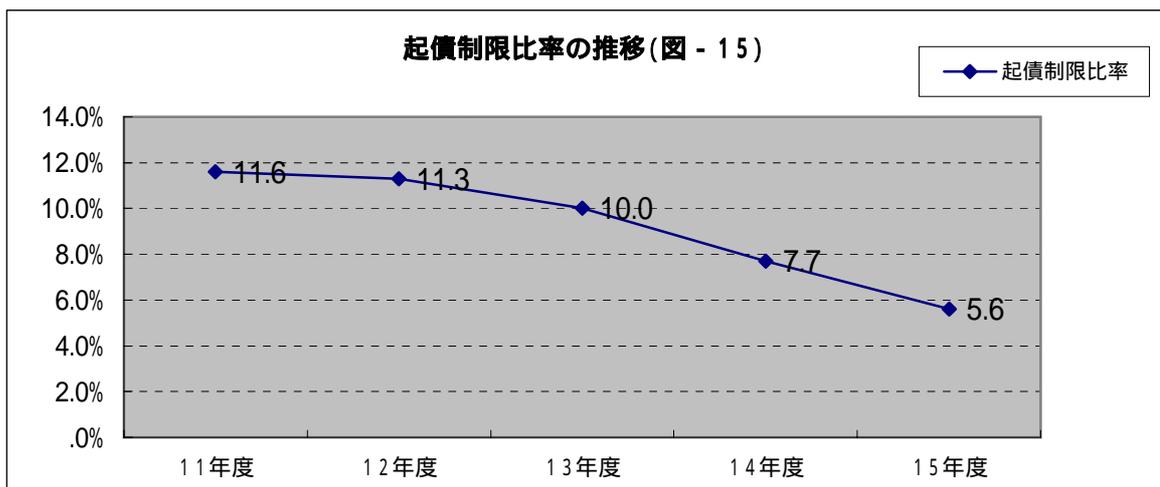
経常収支比率は、人件費など経常経費の削減に努めているものの、町税・地方交付税など経常一般財源の落ち込みが大きく影響し、上昇傾向にある。特に、図 - 14のとおり平成13年度をピークに経常一般財源等は減少し、14年度の経常収支比率を大きく跳ね上げた。一方、経常経費充当一般財源も繰上償還による公債費の抑制措置によりやや減少傾向にあり、15年度の経常収支比率の急激な上昇を抑えている。





13年度以降の経常一般財源等には、臨時財政対策債・減税補てん債を含む。

起債制限比率は、平成12年度が元利償還金のピークであったため最近の標準財政規模の縮小に影響されることなく減少しています。



### (3) 平成11年度～15年度普通会計町債現在高の推移

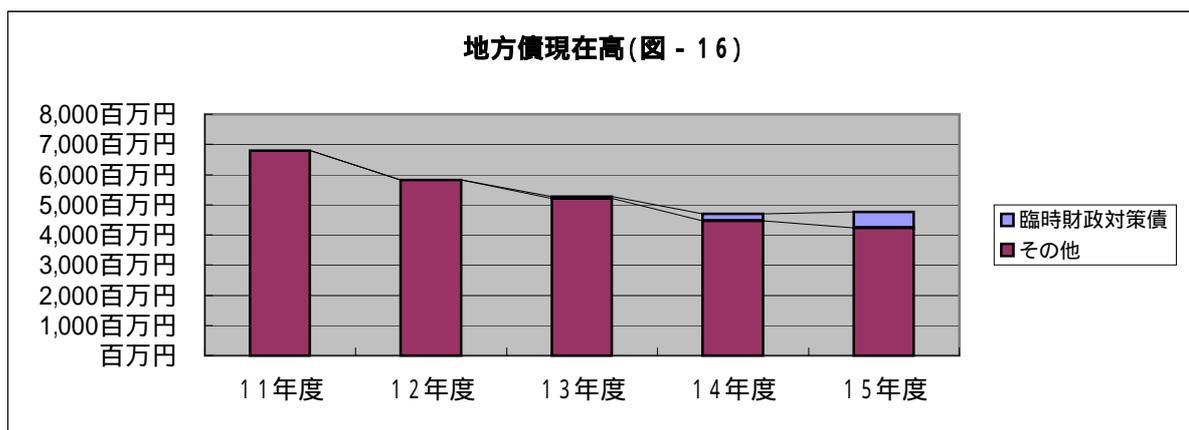
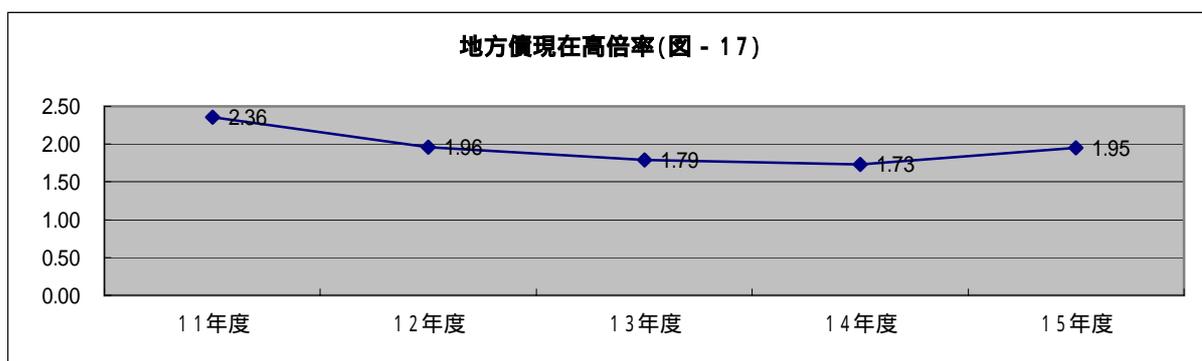


表 - 3(単位:千円)

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
町債現在高	6,794,853	5,822,547	5,277,385	4,696,509	4,758,392
うち臨時財政対策債	0	0	75,200	226,700	521,133

町債の現在高は、平成9年度以降毎年度繰上償還を実施したことにより年々減少してきたが、普通交付税から振替えられた臨時財政対策債の借入額が多くなったことにより、平成15年度は若干増加している。

平成15年度末の現在高は、標準財政規模に対する比率(地方債現在高倍率)が1.95倍と高い水準となっている。また、現在高から臨時財政対策債を除いた場合は1.74倍となるが、それでも若干高い数値となる。



### (4) 平成11年度～15年度普通会計基金現在高の推移

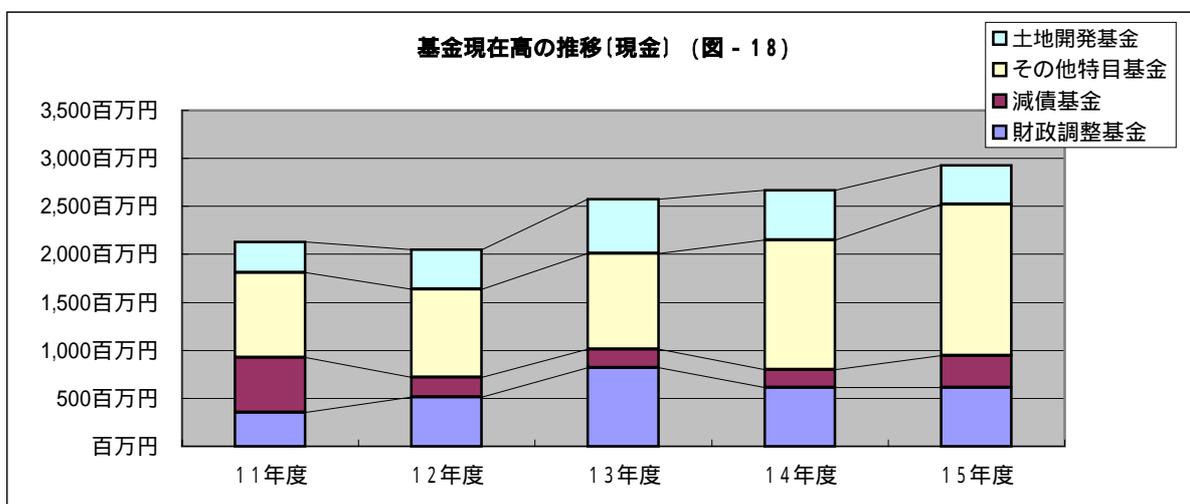


表 - 4 (単位:千円)

年 度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
財政調整基金	353,151	514,196	815,193	615,230	615,237
減債基金	571,120	205,920	192,891	181,675	331,368
その他特目基金	883,684	918,434	1,001,571	1,352,505	1,574,110
土地開発基金	319,217	413,135	567,271	517,155	408,402
基金総計	2,127,172	2,051,685	2,576,926	2,666,565	2,929,117

基金の現在高は、年々増加傾向にあります。これは、毎年苦しい財政状況のなか後年度の財政基盤安定のため積立を行った結果です。

#### (5) 平成14年度普通会計決算における類似団体( - 1)との比較

【町民1人あたりの歳入】 平成14年度普通会計決算 表 - 5 (単位:円)

内 容	広川町 A		類似団体 B		比較C A - B	
	14年度	構成比	14年度	構成比	14年度	構成比
町税	82,361	12.0	76,582	12.8	5,779	0.8
地方譲与税等	18,307	2.7	24,341	4.1	6,034	1.4
地方交付税	281,160	40.9	246,255	41.3	34,905	0.4
国・県支出金	105,974	15.4	92,358	15.5	13,616	0.1
町債	47,258	6.9	73,368	12.3	26,110	5.4
その他	152,837	22.2	83,295	14.0	69,542	8.2
(歳入総額)	687,897	100.0	596,199	100.0	91,698	0.0

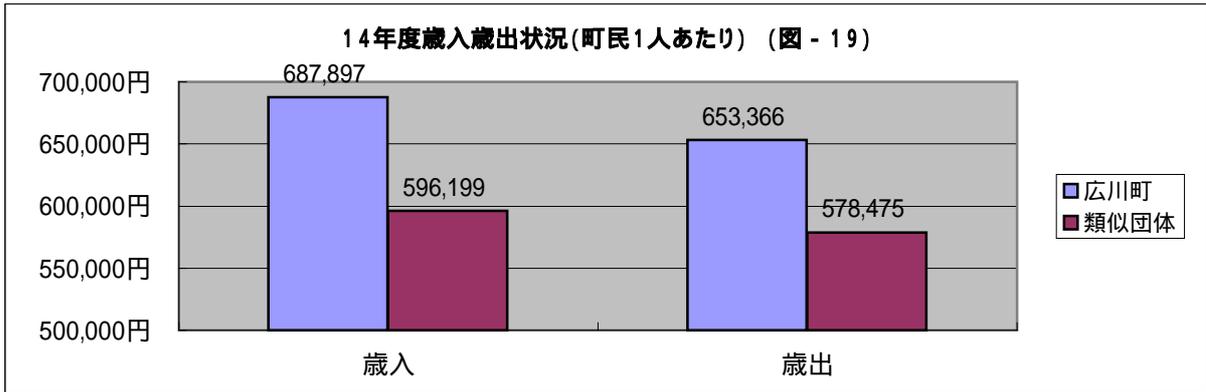
【町民1人あたりの経常的な歳入】 平成14年度普通会計決算 表 - 6 (単位:円)

内 容	広川町 A		類似団体 B		比較C A - B	
	14年度	構成比	14年度	構成比	14年度	構成比
町税	82,361	21.5	76,437	20.3	5,924	1.2
地方譲与税等	18,307	4.8	24,341	6.5	6,034	1.7
地方交付税	227,711	59.4	223,277	59.2	4,434	0.2
国・県支出金	30,877	8.0	32,305	8.6	1,428	0.6
町債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	24,345	6.3	20,480	5.4	3,865	0.9
(歳入総額)	383,601	100.0	376,841	100.0	6,760	0.0

【町民1人あたりの性質別歳出】 平成14年度普通会計決算 表 - 7 (単位:円)

内 容	広川町 A		類似団体 B		比較C A - B	
	14年度	構成比	14年度	構成比	14年度	構成比
人件費	93,988	14.4	114,208	19.7	20,220	5.3
扶助費	26,189	4.0	26,363	4.6	174	0.6
公債費	136,554	20.9	79,587	13.8	56,967	7.1
義務的経費小計	256,731	39.3	220,158	38.1	36,573	1.2
物件費	51,071	7.8	62,967	10.9	11,896	3.1
補助費等	82,891	12.7	73,496	12.7	9,395	0.0
繰出金	50,050	7.7	40,936	7.1	9,114	0.6
その他	53,681	8.2	28,009	4.8	25,672	3.4
投資的経費	158,942	24.3	152,908	26.4	6,034	2.1
(歳出総額)	653,366	100.0	578,475	100.0	74,891	0.0

事業費支弁人件費は、人件費に計上しています。



平成14年度普通会計決算状況を類似団体の平均を町民1人当たりの金額に換算して歳入・歳出状況と比較すると歳入総額では、類似団体よりかなり高いことが分かる。これは、本町の臨時的な歳入が多かったことによるもので、経常的な歳入の状況(表 - 6)と比較するとほぼ類似団体の平均値と変わらない。

特に、地方交付税においてこの傾向は顕著に現れており、地方交付税のうち臨時的な特別交付税の決算額は類似団体の平均値よりかなり高いことが分かる。また、経常的な歳入に占める普通交付税の割合は59.4%と類団よりも若干高い率となっており、地方交付税への依存度が非常に高い本町の財政状況を表している。

一方、歳出を性質別で比較すると、義務的経費への支出が類団平均値よりかなり多いことが分かる。これは、公債費が多いことによるもので、ここ数年の繰上償還の実施や交付税算入率の高い町債のみの借入とするなど公債費の抑制措置は行っているものの、まだまだ類似団体と比較すると多い状況である。また、将来に対して基盤整備でもある投資的経費への支出については若干多い状況である。

【財政力指数、経常収支比率、起債制限比率】

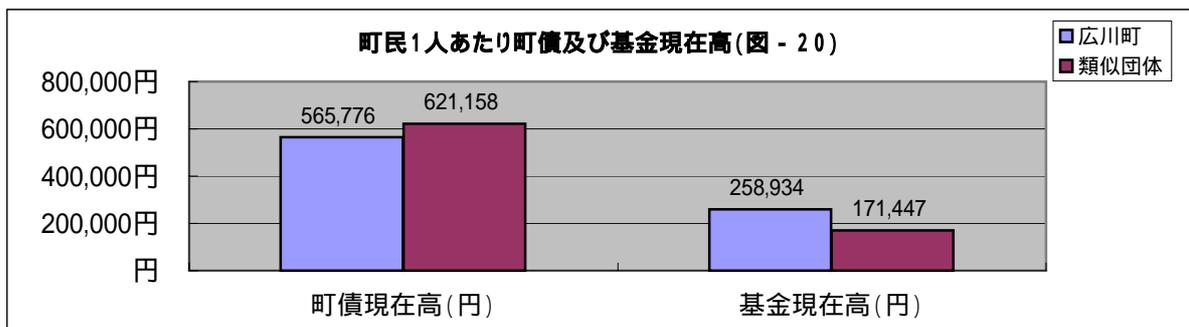
表 - 8

内 容	広川町 A	類似団体 B	比較 A - B
財政力指数	0.24	0.27	0.03
経常収支比率 (%)	81.8	85.1	3.3
うち人件費 (%)	23.8	28.6	4.8
うち物件費 (%)	7.2	10.7	3.5
うち維持補修費 (%)	1.3	1.2	0.1
うち扶助費 (%)	2.3	2.5	0.2
うち補助費 (%)	12.7	13.6	0.9
うち公債費 (%)	28.7	21.3	7.4
うち繰出金 (%)	5.8	7.1	1.3
起債制限比率 (%)	7.7	8.7	1.0

【町民1人あたり町債及び基金現在高】

表 - 9 (単位:円)

内 容	広川町 A	類似団体 B	比較 A - B
町債現在高	565,776	621,158	55,382
基金現在高	258,934	171,447	87,487
うち財政調整及び減債基金	96,001	77,994	18,007



町民1人当たりの町債の現在高は、類団平均値より少ないことが分かるが、性質別歳出のところでも述べたように公債費については類団平均値より多いという相反する状況である。この原因としては、  
借入利率の高い町債現在高が類団より多い  
償還期限の短い(単年度償還額が多い)町債現在高が類団より多い  
ことが考えられる。

町民1人当たりの基金の現在高は類団平均値より多く、これは複合文化施設整備基金等その他特定目的基金が多いことによる。

## 2、財政収支見通し

### (1) 平成16年度決算見込み・17～21年度普通会計収支見通し

表 - 10 (単位:千円)

内 容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<b>(歳入)</b>						
町税	654,013	650,550	676,409	672,874	669,348	665,830
地方譲与税等	177,530	192,937	163,535	163,535	163,535	163,535
地方交付税	1,852,078	1,749,481	1,664,017	1,563,027	1,451,847	1,391,811
うち普通交付税	1,550,936	1,478,453	1,420,092	1,343,494	1,254,267	1,213,989
国庫支出金	277,131	258,687	258,953	259,219	259,490	259,761
県支出金	324,090	338,482	337,832	336,158	333,920	334,056
町債	602,300	549,900	510,600	480,400	457,200	439,400
うち臨時財政対策債	221,800	169,400	130,100	99,900	76,700	58,900
その他	696,998	641,302	627,464	622,643	616,113	611,656
<b>(歳入総額)</b>	<b>4,584,140</b>	<b>4,381,339</b>	<b>4,238,810</b>	<b>4,097,856</b>	<b>3,951,453</b>	<b>3,866,049</b>
<b>(歳出)</b>						
義務的経費	1,897,439	1,717,945	1,692,098	1,653,837	1,501,998	1,471,575
うち人件費	752,462	733,679	735,782	734,610	705,486	719,850
うち扶助費	274,041	274,824	275,362	275,904	276,451	277,003
うち公債費	870,936	709,442	680,954	643,323	520,061	474,722
建設事業費	1,350,926	1,350,926	1,350,926	1,350,926	1,350,926	1,350,926
その他	1,252,697	1,312,099	1,340,433	1,376,309	1,401,634	1,426,929
<b>(歳出総額)</b>	<b>4,501,062</b>	<b>4,380,970</b>	<b>4,383,457</b>	<b>4,381,072</b>	<b>4,254,558</b>	<b>4,249,430</b>
<b>歳入歳出差引</b>	<b>83,078</b>	<b>369</b>	<b>144,647</b>	<b>283,216</b>	<b>303,105</b>	<b>383,381</b>

事業費支弁職員給は、人件費に計上している。

#### (推計方法)

##### 歳入・歳出共通

平成16年度欄は、当初予算を基本に町税は決算見込額、普通交付税は確定数値としております。

平成17年度以降のいわゆる三位一体の改革については、現時点で詳細が判明している平成18年度までの影響額のみ見込み、それ以外は見込んでいない。

##### 歳入

###### 町税

現行の税制で試算し、三位一体の改革による税源移譲については平成17年度に所得譲与税として移譲される見込額の同額を平成18年度以降見込んでいる。

###### 地方交付税

・普通交付税については、平成17年度地方財政対策に示された伸率をベースに、基準財政需要額に算入される公債費及び段階補正見直し等による減額を加味し試算している。

・特別交付税は、平成16年度数値を前年度交付額の3割減で見込み、以後毎年1割減としている。

###### 地方譲与税・交付金

平成17年度以降は16年度と同額とした。ただし、所得譲与税については17年度までとしている。

###### 国・県支出金

扶助費の伸びのみ勘案し、三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮減を見込んでいる。

###### 町債

臨時財政対策債については、平成17年度は地方財政対策で示された伸び(減)率で試算し18年度以後も同率で試算している。

###### その他

基本的に平成17年度以降は16年度と同額としている。

**歳出**

人件費は、17年度以降退職予定者と同数の採用を行ったと仮定して積算しています。

扶助費は、16年度予算額をベースに、人口推計を加味し積算しています。

公債費は、既発債の確定値と新発債の推計値により積算しています。

建設事業費は、概ね16年度予算額同額で固定しています。

物件費については平成17年度以降の伸び率を2%とし、防災教育センター(仮称)等の新たな箱物施設の維持運営費は加味していない。

**補助費等**

・有田衛生施設事務組合への負担金については、施設改築による借入債の元利償還金を加味し試算している。

・増減の要素が見込まれるものは見込み額とし、それ以外は16年度と同額とした。

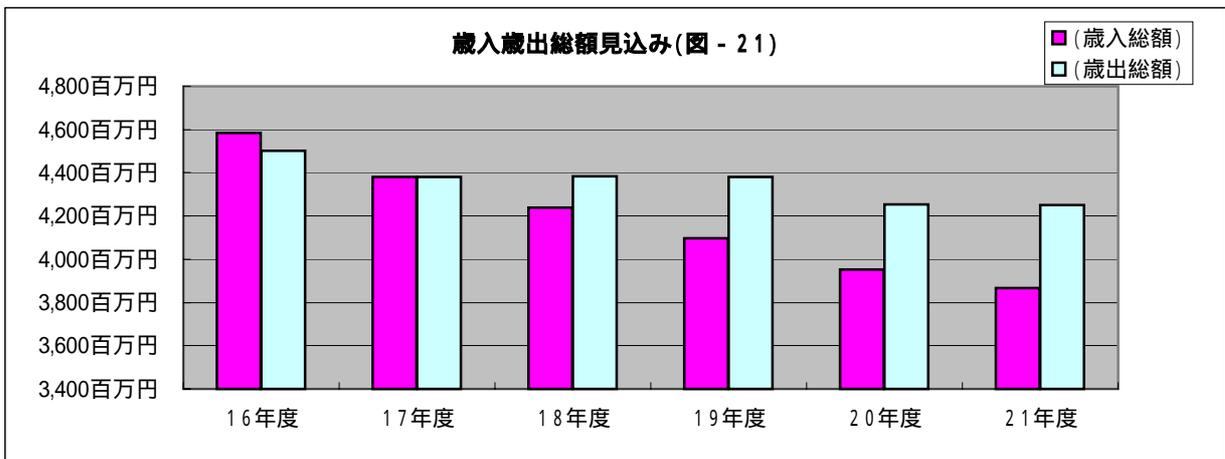
**繰出金**

・国民健康保険事業特別会計(人件費除く)は、基本的に同額とした。

・介護保険事業特別会計(人件費・事務費除く)は、過去の伸び率等を参考に積算している。

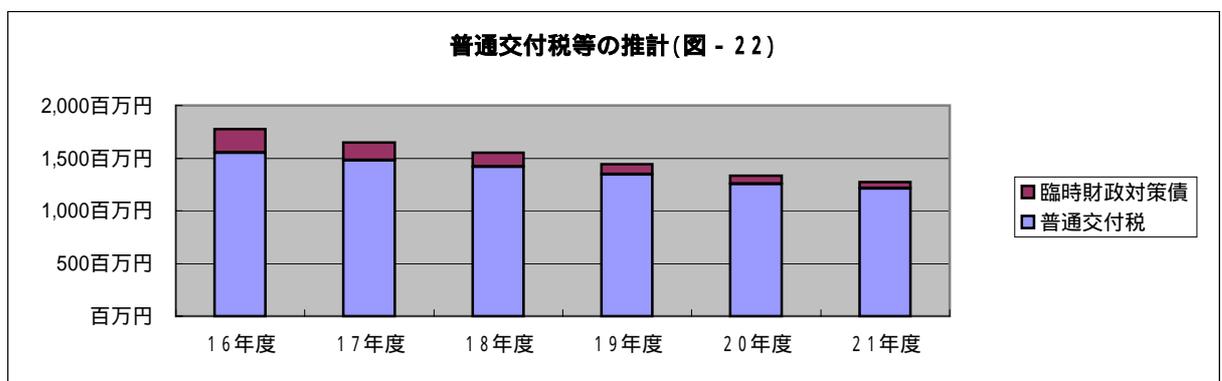
・老人保健特別会計は、過去の伸び率を参考に積算している。

・簡易上水道及び下水道特別会計については、公債費に係る基準内繰出し等積算している。

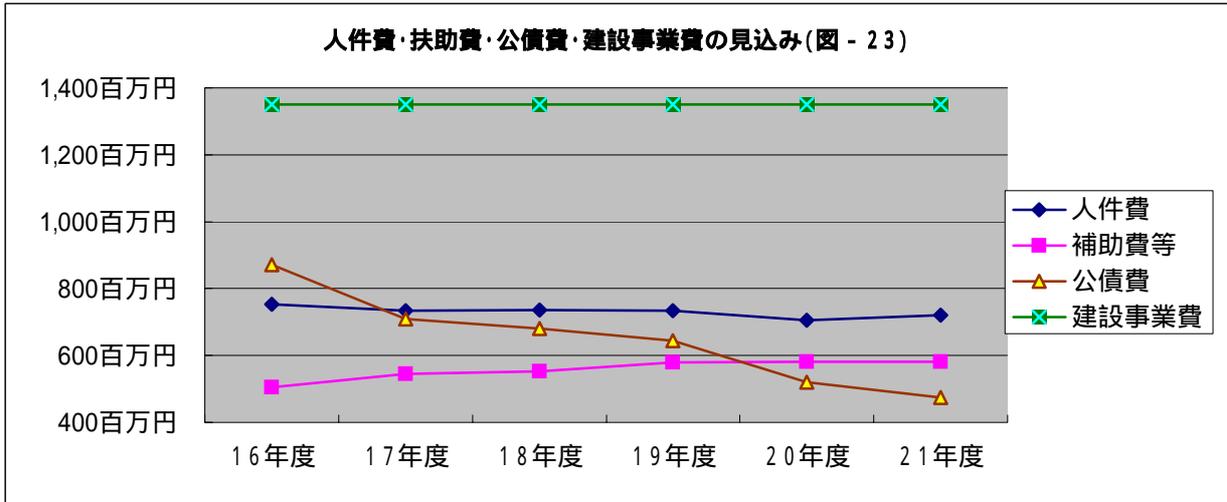


**【歳入の主なもの】**

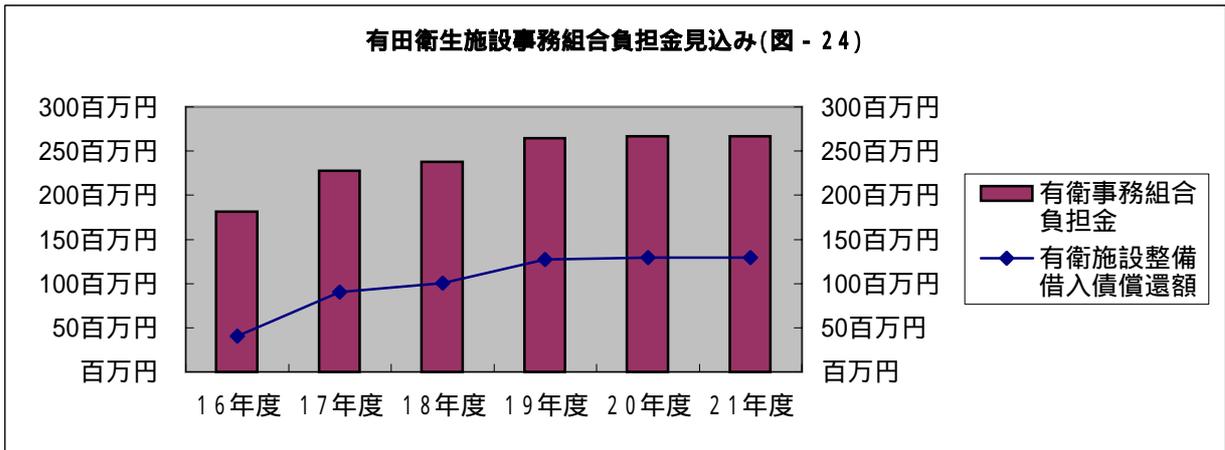
普通交付税等(普通交付税 + 臨時財政対策債)は、三位一体の改革における地方交付税の総額抑制基調を考慮して、平成21年度には16年度比で500百万円(28.2%)の減を見込んでおり、歳入不足の主な要因となっております。



【歳出の主なもの】

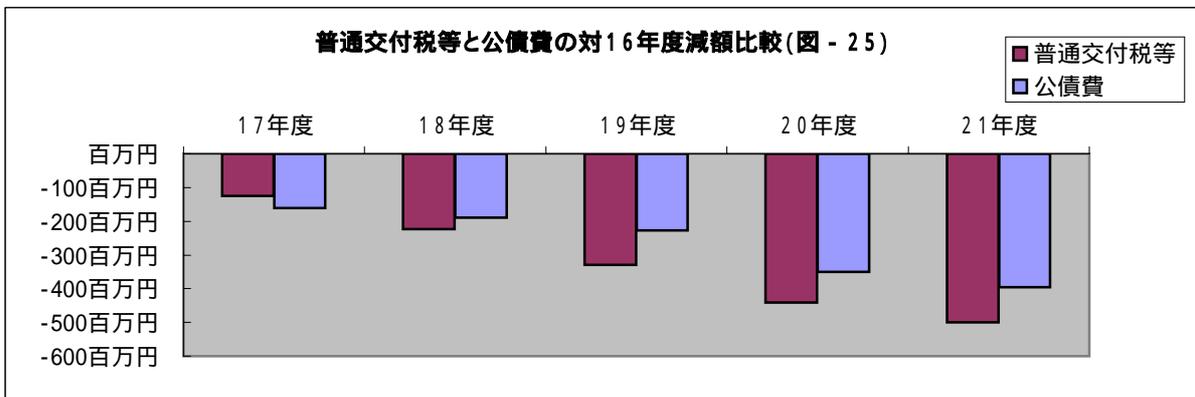


人件費は、17年度以降退職者と同数の採用を行うと仮定していますが、定期昇給を加味している関係上若干の増加が見込まれます。  
 公債費は、繰上償還の実施と近年の借入抑制、低金利を反映し、年々減少する見込みで、平成21年度には16年度比で396百万円(45.5%)の大幅減となる見込みです。  
 その他の主なものとしては、平成12年度からの施設整備のため借入れた起債の償還額に伴う有田衛生施設事務組合負担金増により補助費等が増加する見込みです。

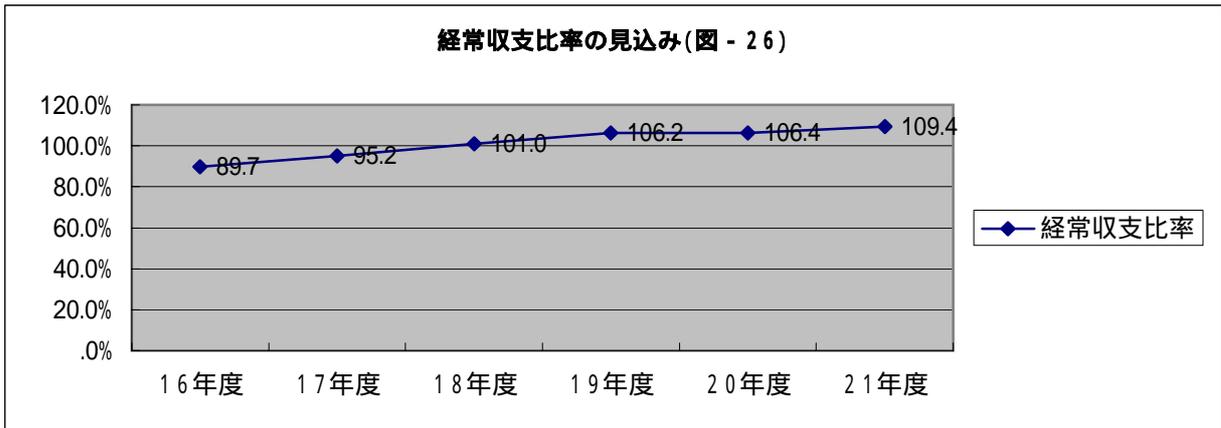


【歳入歳出差引】

図 - 22の通り、平成18年度以降は歳入不足をきたし、平成21年度末には累積赤字額1,114百万円となる見込みですが、比較的赤字額が少ないのは公債費の減額が大きな要因であると考えられます。

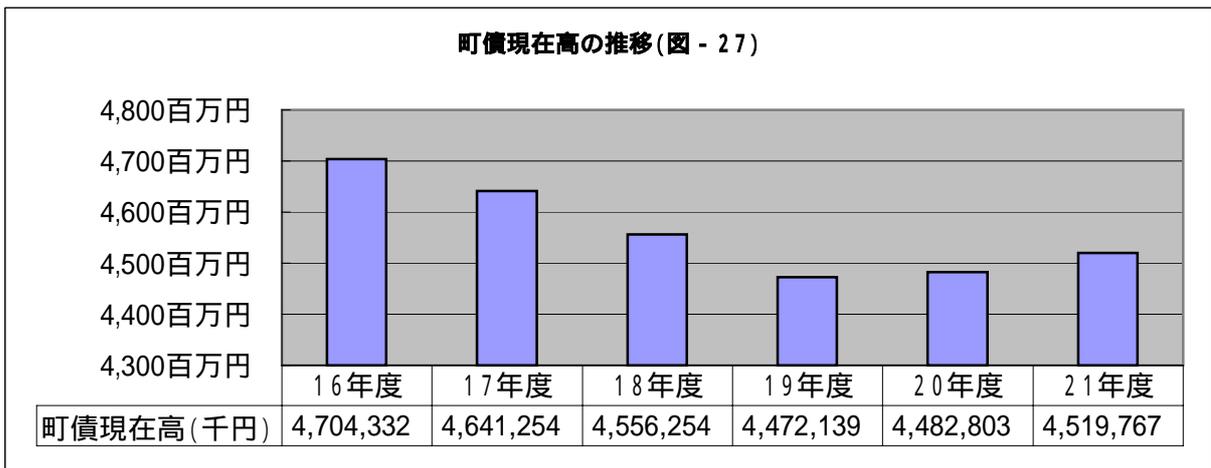


(2) 平成16年度～21年度経常収支比率の見通し



経常収支比率は、普通交付税等経常一般財源の落ち込みにより平成18年度には100%を超える見込であり、これは経常経費に充当される一般財源を経常的に歳入される一般財源で賄えないという厳しい状況と成ります。

(3) 平成16年度～21年度普通会計町債現在高の見通し



町債の現在高については、今後の町債の借入抑制により減少傾向にある。

### 【3】財政健全化計画

#### 1、基本方針

##### (1) 財政健全化の目標

将来の財政環境の変化に弾力的に対応できる持続可能な財政基盤の確立を目指します。

##### (2) 計画期間

行財政改革の取組は、永続的に続けていく必要がありますが、本計画では平成17年度から21年度までの5年間とします。

##### (3) 基本目標または健全化の目安

平成17年度から21年度までの財政収支の見通しにおける収支不足額を解消する。

経常収支比率は、平成21年度末で90%以下を目安とする。

#### 2、具体的な改革項目及び数値目標

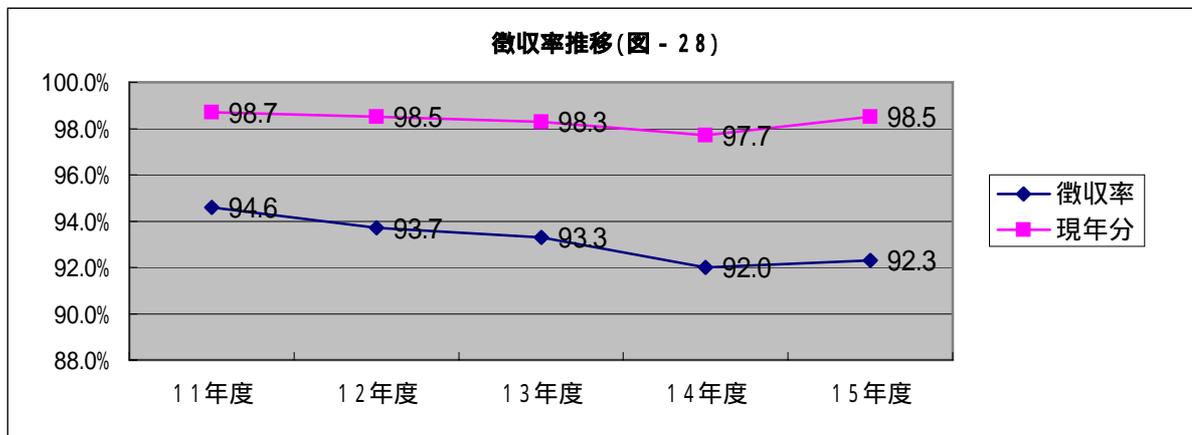
##### (1) 歳入の確保対策

###### 税収の確保

「三位一体の改革」に示されるように国の補助交付金・地方交付税の削減、国から地方への税源移譲が大きな方向です。今後は、その点を認識すると共に自己決定、自己責任の原則からも税収の確保が重要な課題となります。

###### ア、徴収の強化

本町の徴収率は、平成15年度決算において92.3%(現年分98.5%)であり県下平均86.5%(現年分97.1%)より高い数値となっているが、下記グラフのとおり若干低下傾向にある。税行政に対する町民の信頼を損なうことのないよう、これまで実施している納税に対する指導や相談業務を充実するとともに早期納税の推進等に努め徴収率向上を図る。



##### イ、課税対策

課税客体及び課税標準の的確な把握に努め、課税の公平を期するとともに、無申告者の調査徹底により、その一掃を図る。

###### 受益者負担の適正化

今日の地方分権の推進に伴い、地方公共団体の自己決定、自己責任という枠組みの中では、行政サービスの水準と町民負担(税、使用料、手数料等)のバランスを踏まえた財政運営が必要です。

町の施設や町のサービスの利用者と利用しない町民の負担のあり方の概念を明確に持つ必要があります。民間等における類似サービスの提供状況や施設設置やサービス開始時と現在の社会情勢の変化等を常に意識し町が直接設置又はサービスを継続すべきかどうかや利用者が支払う使用料や手数料について管理経費の一定区分や割合を維持できるよう見直します。

## ア、使用料の見直し

施設使用料については、利用者負担の公平性確保の観点から、それぞれ対応する経費との均衡や他市町村との比較を考慮して見直します。

〔見直し検討項目〕

- ・これまで使用料を徴収していない施設についても、今後の管理形態を含め、使用料の徴収を検討します。
- ・使用料の減免規定の明確化と厳格な運用を図ります。

## イ、手数料の見直し

特定の者のためにする事務についての手数料は、法令に基準があるもののほか他市町村との比較を考慮して見直します。

## ウ、受益者負担金制度の見直し

事業の目的や効果等に応じ適正な受益者負担のあり方について検討し、国や県の基準を参考に是正や新たな制度導入を図ります。

〔見直し検討項目〕

- ・基本健診等における個人負担金の徴収

## エ、その他

各種講座については町が主催する意義等を十分精査する中で、開催講座や参加者実費負担について見直します。

### **地方債発行の適正化**

地方債は積極的な事業展開をする上で、その財源として果たす役割は極めて重要である。しかし、地方債は本来、財政支出と財政収入の年度間調整機能、住民負担の世代間での公平性確保機能、一般財源の補完機能、国の経済政策との調整機能を目的としており、単に事業実施に対する財源措置として地方債を発行するものではなく、地方債残高の著しい増加は、次の世代に過度な負担を求めることとなるため、地方債の発行や将来の公債費を一定水準にとどめる必要がある。

〔見直し検討項目〕

- ・縁故債は、償還期間が10年と短期となっているため、償還期間の長期化や可能な限り繰上償還を行うなど、償還額の平準化及び縮減を図る。
- ・地方債の発行にあたっては、従来に引き続き交付税措置のある起債を選択するとともに、常に金利動向に留意し、長期で低利な資金を活用する。

### **(2) 内部管理経費の削減**

人件費を含む内部管理経費の削減については、これまでも削減を行ってきたところですが更に見直しを行います。

#### **総人件費の削減**

##### ア、職員数の削減

特別職等のあり方

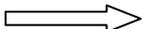
町長、助役、収入役、教育長の体制について見直し、スリム化を図る。

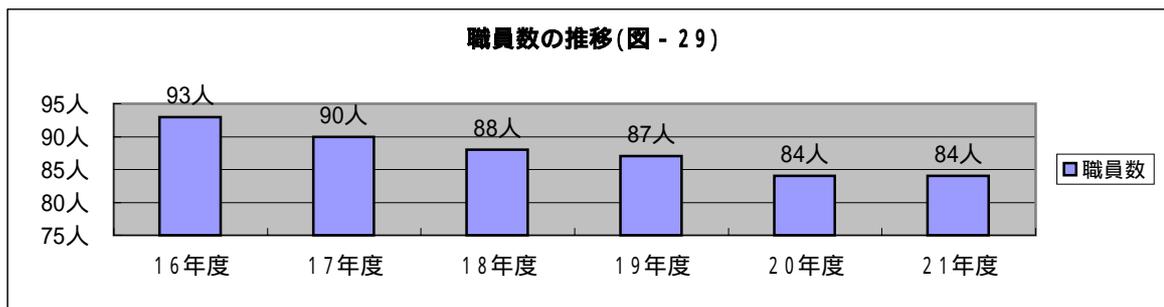
〔見直し検討項目〕

- ・町長が組織を統括することを前提にしながら助役、収入役の必要性を検証する。

一般職員数の削減

職員数の抑制と適正な職員配置を実現するため、事務事業の見直しや組織・機構の簡素合理化、アウトソーシング(外部委託化)、OA化等を積極的にすすめることにより、5年間で10名程度の職員の削減を目標とする定員適正化計画を策定し、計画的な削減を進める。

H16.4.1職員数 93名  H21.4.1職員数 84名



各年度4月1日現在の職員数

(見直し検討項目)

- ・業務の民間委託等
- ・公共施設の指定管理者制度の導入
- ・職員新規採用の停止
- ・正規職員以外の多様な雇用形態での事務事業実施(臨時・嘱託・期限付任用等)

### 1、職員給与等の見直し

常勤の特別職等の給与の見直し

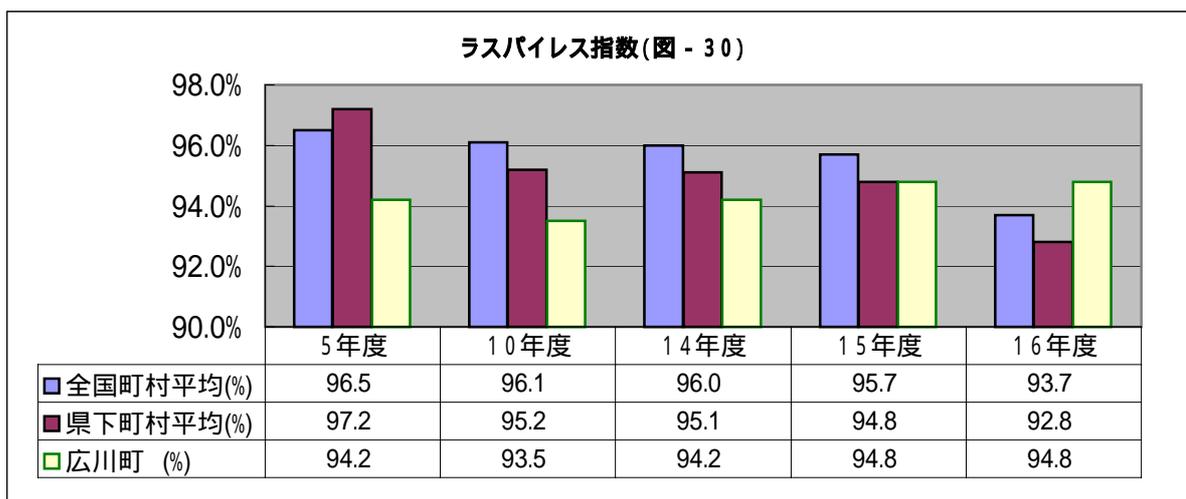
町長を始めとした特別職等の給料については、平成17年度中に見直しを行う。

(見直し検討項目)

- ・町長、助役、収入役、教育長の給料を5～10%カット(期末手当に影響)

職員給与の見直し

職員の給与水準について、平成5年のラスパイレズ指数比較では全国及び県下町村平均値より2～3ポイント低い状況であったが、直近の平成16年比較では逆に1～2ポイント高い状況に変わってきている。平成16年指数94.8%は、指数的には決して高い数値ではないが、全国的に職員給与の見直しが行われていることから、本町においても財政健全化期間中に職員手当等について見直しを行い、職員給与費の削減を行う。



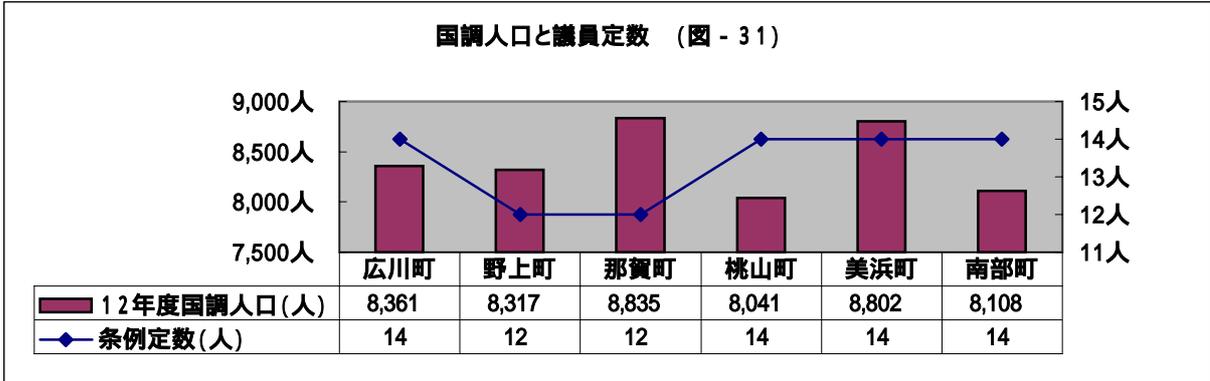
ラスパイレズ指数とは、国家公務員(指定職除く)の給料を100として地方公共団体の給料水準をはかる方法。

(見直し検討項目)

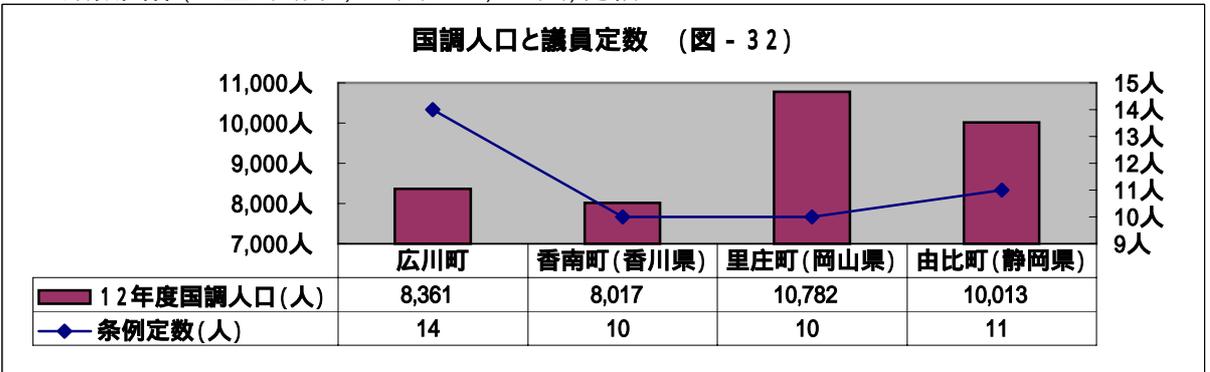
- ・調整手当2.5%の廃止
- ・管理職手当の支給率を8%から定額に変更
- ・職員給与の昇給停止年齢を55歳に段階的に引き下げる

ウ、議員定数の見直し

議員の定数については、人口動態や類似団体の状況を踏まえ、議会体制の見直しを要請する。  
県内市町村比較



類似団体(型 人口8,000人～13,000人)比較



エ、退職制度の見直し

退職時の特別昇給制度については、必要な見直し措置を行う。

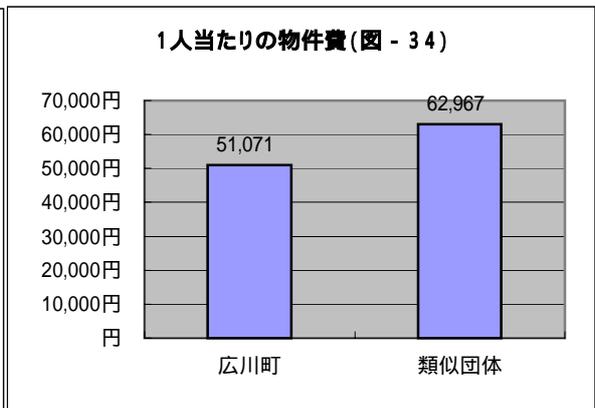
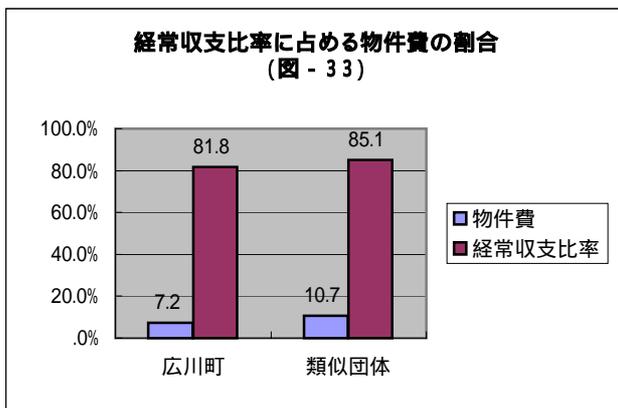
オ、組織・機構の見直し

職員削減計画に合わせ、スリムで効率的な組織を構築し、重点施策の効率的な実施、各課の事業調整機能の強化を図るとともに、横断的な施策展開を目指して、課の統合再編を含む抜本的な機構改革を実施する。

その他内部管理経費の削減

ア、物件費の削減

本町の物件費は、類似団体と比較しても非常に低いものがありますが、津波防災教育センター等の施設整備に伴い、今後の物件費の増加が予想されますので、行財政改革に取り組む姿勢のためにも一層の削減に努めます。



#### 旅費制度の見直し

国、県の制度に準じている現行の旅費制度を、現在の交通事情や旅行実態を勘案して見直します。  
〔見直しの具体例〕

- ・平成17年4月1日から、日当を廃止する
- ・早期に廉価な旅行方法を取れるものについては、取るようにする。(割引キップ等)
- ・道路交通網が整備されたことにより公用車での出張を原則とする。(和歌山市から白浜間)
- ・県外視察研修の実施及び参加は、隔年とする

#### 公用車の配置基準の見直し

今後の組織・機構の見直しや集中管理方法の検討により公用車の配置を見直し、総配車数の削減を行うとともに、今まで設けていなかった公用車の更新基準を新たに設ける。

〔見直しの具体例〕

- ・公用車の更新基準は、13年以上使用又は15万キロ以上使用を目安とする。

#### 庁舎等清掃委託料の見直し

庁舎等清掃委託契約について仕様や対象を見直すことにより委託料を削減する。

#### 印刷消耗品費の削減

資料等の受渡しはネットワークを活用するなど一層のペーパーレス化を図るとともに、印刷、コピー等の使用基準を見直し、両面印刷の徹底により経費の削減を図ります。

#### 光熱水費の削減

光熱水費については、現在も節電、節水に努めており、予算的にも各施設大変厳しい状況にあります。今後は、民間のノウハウ等の導入を目指し検討を進めていきます。

#### 臨時職員配置の見直し

臨時職員については、正規職員の欠員を補う形として雇用されている者もあり、今後の職員数の減少を考えると財政健全化期間中の数の削減は難しいものがあります。

今後は、臨時職員の雇用時の配置目的・所掌事務を更に検証し、組織・機構の見直しと合わせて、可能な場合は複数課での配置を行うなどの見直しを行います。

### (3) 事務事業等の見直し

町では、住民ニーズに答えるべくいろいろな事業を実施しております。いずれの事務事業も開始時の目的やサービス受益者があります。しかしながら、財政状況も含め社会構造そのものが変化している現在、そして将来のことを考えると、従来のまま全ての事務事業を行っていくのは不可能です。「あれもこれも」から「あれかこれか」を選択し集中していくことが最も大切なことです。

事務事業見直しの視点は、

- |         |   |                             |
|---------|---|-----------------------------|
| 1、事業の意義 | ⇔ | 最終目的、社会情勢変化との関わり            |
| 1、費用負担  | ⇔ | 町全体(税)と当該事業経費の関係、事業対象者の範囲   |
| 1、代替可能性 | ⇔ | 民間で同種の事業を行っていないか、町民と協働できないか |
| 1、経費    | ⇔ | 実施する場合、より廉価な方法はないか          |

等であり、厳しく事務事業を見直します。

#### 公共施設の見直し

町内の公共施設は、町民の生涯学習、文化、スポーツ、福祉、観光、地域コミュニティの拠点としての役割を果たしているもののほか、水道、下水道施設等生活に密着した施設などが多くありますが、施設が提供するサービスに照らし町費支出額が適正妥当なものであるか、最小の経費で最大の効果が実現できているかといった観点から、公共施設のあり方、維持管理体制、運営方法等を見直します。

〔見直しの具体例〕

・廃止を検討する施設

津木出張所 →  
老人憩いの家

当面は、嘱託職員等を配置しますが、開所日数の削減等廃止に向けた見直しを行う。

・いずれ廃止して自治会に譲渡することを検討する施設

旭・学園集会所  
熊之町集会所  
西・北集会所

## 補助金等の見直し

### ア、補助金の見直し

補助金については、個別にその果たす役割・効果等の再点検と再評価を行い、補助効果の乏しいものや不明瞭なもの、緊急性が低下した補助金、団体補助金、小額補助金については、廃止、縮減を図る。また、団体運営（育成）補助金については、健全化計画期間中に事業補助方式へ転換する。

なお、その他の補助金についても、終期の設定や金額の改定など見直しを図ります。

〔見直しの具体例〕

- ・広川町区長会補助金
- ・単位老人クラブ補助金

### イ、各種団体等への負担金の見直し

協議会等各種団体への負担金・分担金については、その目的、成果が十分達成されているか精査を行い、団体等への加入の適否を判断するとともに、当該団体等の決算等によりその活動状況、繰越金等を勘案し、負担金、分担金の削減に向けた見直しを図ります。また、町長等が構成員となっている自治体間の協議会については、行政運営上若しくは住民サービスの維持向上に多大な弊害が発生するものを除き、儀礼的・形式的な協議会等は脱退する。

〔見直しの具体例〕

- ・県人権担当課長連絡協議会
- ・和歌山県看護協会費

## 社会保障関係経費の見直し

今後の国、県の方向性や人口構成を考えると扶助費を中心とした（補助費等に区分されるものや介護保険事業特別会計への繰出金等）社会保障経費の増加は、財政的に大変厳しい影響を与えると予想されます。

今後は、サービスや各種条件の設定等の経緯や現在の社会・経済情勢を十分判断したうえで、町単独の事業や国・県の基準を上回っている事業については、縮小・廃止を検討する。

〔見直しの具体例〕

- ・長寿祝金（敬老年金）については、高齢者福祉施策の中でどう位置づけていくかを含め見直す。

## その他経費の見直し

継続的なものも含め、既存の全施策・事業について事業内容、成果、達成度、事業終期、コスト分析など現状把握を適切に行ったうえで、再点検し、抜本的な改革を推進し、廃止、縮小を行うとともに民間活力の導入やコスト削減を図ります。特に、町単独事業については、ゼロベースから見直し、削減を図ります。

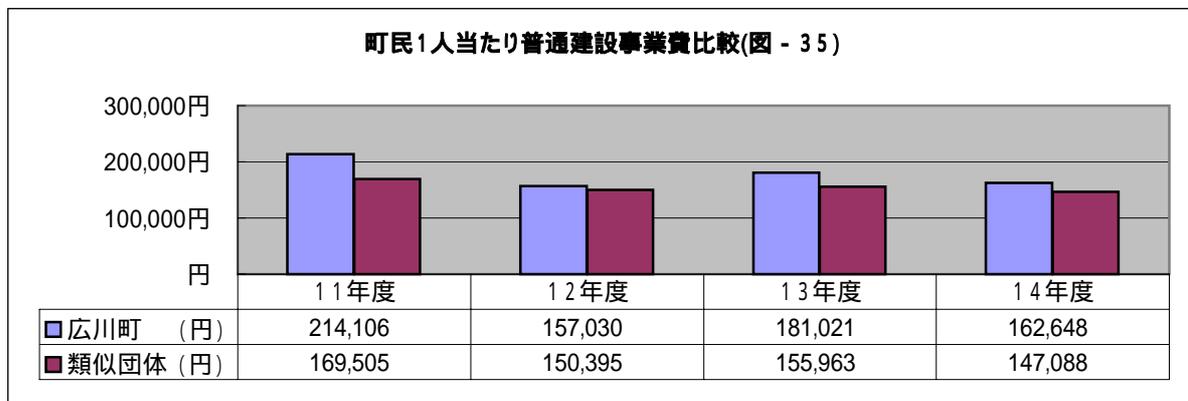
〔見直しの具体例〕

- ・母子栄養食品支給委託事業廃止
- ・給食配送回収業務の民間委託

#### (4) 公共事業費の見直し

広川町の公共施設建設等の普通建設事業経費は、類似団体と比較してここ数年高い数値で推移しています。これは、へき地対策の道路整備・地域改善対策の農道整備・老朽化した学校校舎等の大規模改造などの事業を実施してきたことによります。

将来のための基盤である普通建設事業は、一定の水準を維持することが大切ですが、不要不急の事業を展開して後世に付けを回さないことが重要です。



#### 投資的経費の見直し

投資的経費については、事業の目的、内容、緊急度、費用対効果を十分検証し、事業規模の見直しを行い、事業費の縮減を図ります。

特に、単独事業については、町民満足度等を十分踏まえ、事業の取捨選択を行い削減を図ります。補助事業においても、事業効果を十分精査し、今後の発展の基礎となる事業やまちを活性化する事業に重点化します。

#### 入札制度の見直し

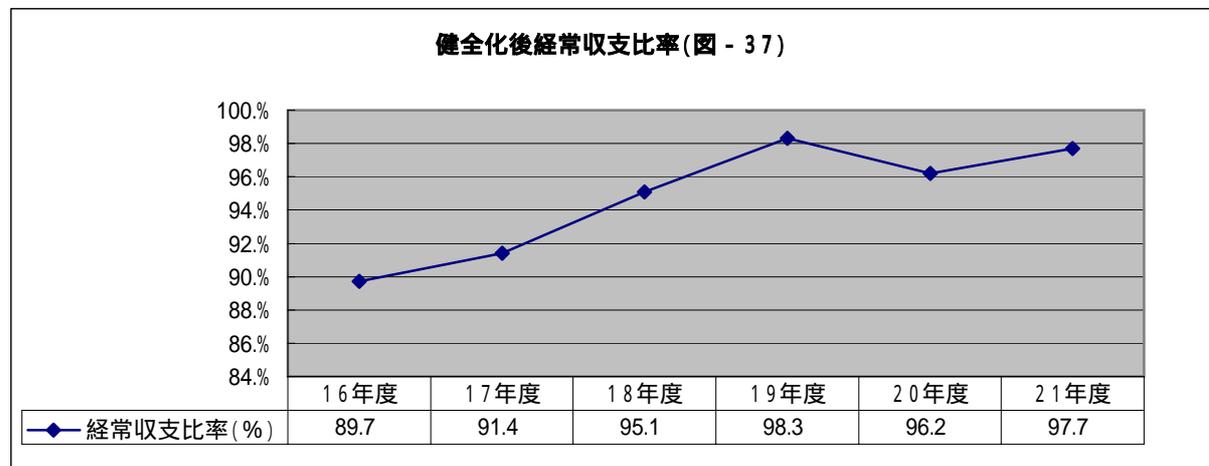
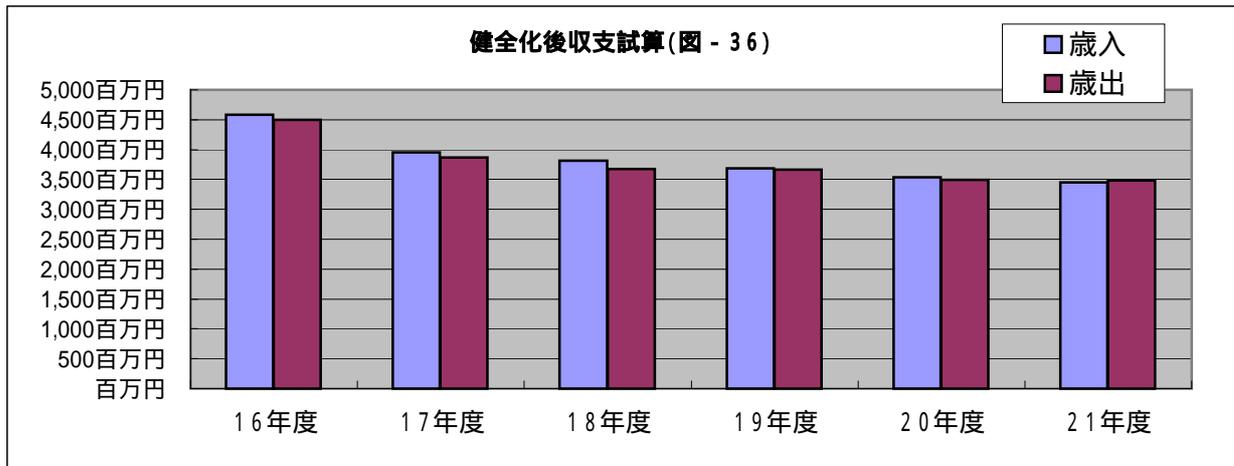
地方公共団体は、一方で地元優先発注による「中小建設企業の保護」、「地元雇用の場の確保」、「地元優良企業の育成」、「税収の確保」といった地域政策的課題を持つ反面、もう一方で「最小の経費で最大の効果」を実現しなければならないことから、入札契約の透明性、公正性及び競争性の確保・向上を図りながら、入札制度の改革を行い、コストの削減を図ります。

(5) 健全化後の普通会計収支見通し

表 - 11 (単位:千円)

内 容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<b>(歳入)</b>						
町税	654,013	650,550	676,409	672,874	669,348	665,830
地方譲与税等	177,530	192,937	163,535	163,535	163,535	163,535
地方交付税	1,852,078	1,749,481	1,664,017	1,563,027	1,451,847	1,391,811
うち普通交付税	1,550,936	1,478,453	1,420,092	1,343,494	1,254,267	1,213,989
国庫支出金	277,131	258,687	258,953	259,219	259,490	259,761
県支出金	324,090	338,482	337,832	336,158	333,920	334,056
町債	602,300	376,700	337,400	307,200	284,000	266,200
うち臨時財政対策債	221,800	169,400	130,100	99,900	76,700	58,900
その他	696,998	385,616	377,574	383,457	377,688	373,231
<b>(歳入総額)</b>	<b>4,584,140</b>	<b>3,952,453</b>	<b>3,815,720</b>	<b>3,685,470</b>	<b>3,539,828</b>	<b>3,454,424</b>
<b>(歳出)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
義務的経費	1,897,439	1,694,575	1,636,208	1,590,919	1,398,107	1,367,547
うち人件費	752,462	710,465	681,900	678,376	615,087	636,047
うち扶助費	274,041	274,668	275,086	275,571	276,061	276,556
うち公債費	870,936	709,442	679,222	636,972	506,959	454,944
建設事業費	1,350,926	868,576	768,576	768,576	768,576	768,576
その他	1,252,697	1,309,297	1,265,553	1,301,429	1,326,754	1,352,049
<b>(歳出総額)</b>	<b>4,501,062</b>	<b>3,872,448</b>	<b>3,670,337</b>	<b>3,660,924</b>	<b>3,493,437</b>	<b>3,488,172</b>
<b>歳入歳出差引</b>	<b>83,078</b>	<b>80,005</b>	<b>145,383</b>	<b>24,546</b>	<b>46,391</b>	<b>33,748</b>

事業費支弁職員給は、人件費に計上している。



(6) 第三セクターの見直し

現在、町が出資している第三セクターについては、財団法人広川町開発公社と滝原開発株式会社の2社があります。

開発公社については、現在解散に向けて清算業務を進めているところであり、財政健全化の対象外であります。

滝原開発株式会社については、現在、町交流体験施設「ほたるの湯」の管理運営を行っていますが、オープン以来業績は順調であり、業務開始以降新たな出資は行っていません。また、毎年業績を考慮の上、町に対し、施設使用料を納めてもらっています。

今後は、地方自治法の改正により、指定管理者制度の導入を検討する必要があります。

第三セクターへの出資額

	出資額(千円)
広川町開発公社	500
滝原開発株式会社	12,500

(開発公社への貸付金残高H16年度末 37,000千円)

滝原開発株式会社の業績及び使用料納付額

	H12	H13	H14	H15	H16	5年間計
純利益(損失)	10,404	3,491	2,133	218	6,181	10,065
使用料納付額	36,000	36,000	24,000	18,000	12,000	126,000

町に納付された使用料は、今後の大規模改修等に備え、滝原温泉整備基金に積み立てている

(7) 地方公営企業の経営健全化

現在、町で設置している地方公営企業は簡易水道と下水道の2事業があります。

簡易水道事業

ア、事業の概要(H16決算)

供用開始年月日	S50.7.1	浄水場設置数	4
計画給水人口	5,252	配水地設置数	5
現在給水人口	5,072	配水能力(m <sup>3</sup> /日)	1321
導水管延長(m)	800	年間総配水量(m <sup>3</sup> )	580264
送水管延長(m)	2094	一日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	2055
配水管延長(m)	57851	年間総有収水量(m <sup>3</sup> )	499681

イ、事務事業の再編・整理・廃止・統合、民間委託の推進

事務事業の民間委託については、すでに下記の業務を民間委託しており、経費の削減を図っていますが、今後もさらに委託できる事務事業がないか十分検討していきます。

民間委託している主な業務と委託金額(H16決算)

業務名	委託料(千円)	業務名	委託料(千円)
水道使用料金集金	147	自家用電気設備保安管理	270
水道検針	1,381	宿日直業務	2,557
毎日測定業務	240	電気計装関係調整業務	1,155
毎日残塩測定業務	511	上津木水道施設管理	913

ウ、定員管理の適正化・給与の適正化

定員管理・給与適正化については、普通会計と併せて一体的に行っていきませんが、参考までに現体制で推移した場合の給与費等は、下記のとおりとなります。

	H17	H18	H19	H20	H21
職員数(人)	4	4	4	4	4
給与費等(千円)	32,470	32,301	32,566	32,964	33,119
財政効果額(千円)	624	793	528	130	25

## 工、今後5年間の収支見通し

内 容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<b>(収 入)</b>						
営業収益	95,286	91,766	90,083	89,549	89,659	89,769
うち料金収入	88,078	88,337	88,460	88,580	88,690	88,800
営業外収益	3,750	3,060	2,431	1,931	1,849	1,763
うち一般会計繰入金	3,478	2,926	2,342	1,862	1,780	1,694
資本的収入	10,174	11,771	15,802	1,829	1,988	2,164
うち一般会計繰入金	9,428	9,980	10,564	1,829	1,911	1,997
<b>(総収入)</b>	109,210	106,597	108,316	93,309	93,496	93,696
うち一般会計繰入金	12,906	12,906	12,906	3,691	3,691	3,691
<b>(支 出)</b>						
営業費用	65,502	67,047	65,791	66,089	66,487	66,642
うち職員給与費	33,015	32,470	32,301	32,566	32,964	33,119
営業外費用	8,439	9,333	8,245	7,123	6,960	6,788
うち地方債利息	6,956	5,853	4,909	3,723	3,560	3,388
資本的支出	27,517	32,259	31,229	16,471	16,621	16,793
うち建設改良費	8,661	12,300	10,100	12,813	12,800	12,800
うち地方債償還元金	18,856	19,959	21,129	3,658	3,821	3,993
<b>(総支出)</b>	101,458	108,639	105,265	89,683	90,068	90,223
<b>歳入歳出差引</b>	7,752	2,042	3,051	3,626	3,428	3,473

一般会計からの繰出しは、繰出基準内の公債費の1/2で推移しています。それもH18年度には、昭和53年度に借り入れた簡易水道事業債の償還が完了するため、H19年度以降は、大幅に減額する予定です。

今後の検討事項としては、寺杣簡易水道施設の改修(約1億円)、広川簡易水道施設の改修(約2億円)を検討していかねばなりません。他市町と合併することになった場合、本町簡易水道は上水道に統合され、当該改修事業は不要となる可能性があります。このため、十分合併問題の動向を見極めながら、対応する必要があります。

**下水道事業**  
ア、事業の概要(H16決算)

供用開始年月日	H9.1.17	下水管布設延長(km)	2
計画人口	340	終末処理場数	1
現在処理区域人口	134	計画処理能力(m <sup>3</sup> /日)	210
全体計画面積(ha)	8	現在処理量(m <sup>3</sup> /日)	80
現在排水区域面積(ha)	8	年間総処理水量(m <sup>3</sup> )	23,908
現在処理区域面積(ha)	8	年間総汚泥処分量(m <sup>3</sup> )	87

イ、定員管理の適正化・給与の適正化

下水道事業は、簡易水道事業職員が兼務しているため、人件費を計上していません。

ウ、今後5年間の収支見通し

内 容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<b>(収 入)</b>						
営業収益	4,307	4,322	4,905	4,900	4,900	4,900
うち料金収入	4,307	4,322	4,305	4,300	4,300	4,300
営業外収益	5,071	4,825	4,709	4,521	4,396	4,269
うち一般会計繰入金	5,071	4,825	4,709	4,521	4,396	4,269
資本的収入	8,623	8,868	7,796	4,218	4,343	4,470
うち一般会計繰入金	8,623	8,868	7,796	4,218	4,343	4,470
<b>(総収入)</b>	18,001	18,015	17,410	13,639	13,639	13,639
うち一般会計繰入金	13,694	13,693	12,505	8,739	8,739	8,739
<b>(支 出)</b>						
営業費用	5,513	6,454	5,738	5,738	5,738	5,738
うち職員給与費	0	0	0	0	0	0
営業外費用	3,666	3,666	3,169	2,983	2,858	2,731
うち地方債利息	3,666	3,420	3,169	2,983	2,858	2,731
資本的支出	8,919	9,668	8,396	4,818	4,943	5,070
うち建設改良費	296	800	600	600	600	600
うち地方債償還元金	8,623	8,868	7,796	4,218	4,343	4,470
<b>(総支出)</b>	18,098	19,788	17,303	13,539	13,539	13,539
<b>歳入歳出差引</b>	97	1,773	107	100	100	100

下水道事業については、広湾埋立地内の官公庁、民間住宅を対象に行っていますが、分譲区画数92区画に対して、現在入居しているのが52区画となっています。未入居者分の使用料差額と公債費分を一般会計より繰出ししている状況です。92区画のうち、89区画までは、売却済みなので、全戸入居すれば未入居者分の一般会計繰入金(約140万円)の減となります。

また、H8年度に借り入れた下水道事業債(特例措置分)がH19年度で償還完了のため、H20年度からは、公債費が約400万円減の見込です。

～ 取り組み項目の内容と年度別数値目標 ～

(1) 歳入の確保等

上段の数字は、健全化策による効果額を表します

	項目名・実施概要	実施計画(年度)					合計	所管課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
1	町税の徴収率の向上 体制の強化を図り、徴収率の向上を図る。 (徴収率の目標) 99%	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		住民生活課
2	国民健康保険料の引き上げ 国民健康保険料について適切な見直しを行う。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		住民生活課
3	保育料の引き上げ 保育料単価については、国の基準に基づく適切な見直しを行う。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		住民生活課
4	住宅使用料徴収率の向上 改良住宅家賃の徴収率(現年分)は、平成15年度83.8%で平成11年度の95.9%と比較して5年間で12.1%低下している。今後は、徴収率向上に向けた取り組みを強化し、徴収率90%以上を目指す	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		文化会館
5	老人憩いの家使用料の改定 現行5時間以内4,200円(夜間10,500円)を1時間840円(夜間2,100円)に改定するとともに、減免規定を見直す	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		住民生活課
6	財産運用収入の見直し 町有地の貸付収入については、適切な価格であるか検討のうえ見直しを行う。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		全課

(2) 職員数の削減

7	特別職の削減 収入役の廃止	2,224	11,373	11,373	11,373	11,373	47,716	総務課
8	職員定数の適正化 外部活力の導入や、事務事業の見直し等により、定数の適正化を図る。 (目標数)平成21年度 84名体制	16,517	40,351	41,397	71,959	65,208	235,432	総務課 効果額は、全会計ベースである
9	議員定数の見直し 人口動態や類似団体の状況を踏まえ、議員体制の見直しを要請する。(14名 12名)			1,041	4,246	4,246	9,533	総務課

(3) 職員給与等の見直し

10	特別職給与の見直し 特別職給料を10%削減 町長 690,000円 620,000円 助役 575,000円 520,000円 教育長 550,000円 500,000円	5,097	2,951	2,951	2,951	2,951	16,901	総務課
11	調整手当の廃止 現行支給率2.5%の調整手当を廃止する		8,745	8,745	8,745	8,745	34,980	総務課 効果額は、職員数適正化の効果額の内数である。
12	管理職手当支給率の削減 現行の支給率8%を定額に変更する。 ・総務、住民生活、産業建設 月額30,000円 ・その他の管理職 月額20,000円		2,409	2,409	2,649	2,649	10,116	総務課 効果額は、職員数適正化の効果額の内数である。
13	昇給停止年齢の引き下げ 職員給与の昇給停止年齢を55歳に段階的に引き下げる			実施	⇒	⇒		総務課
14	超過勤務手当の縮減 ・休日出勤の代休制度完全実施 ・「ノーマルデー」の拡充(毎週水曜日) により過去5年平均の10%削減	838	838	838	838	838	4,190	全課 効果額は、職員数適正化の効果額の内数である。

	項目名・実施概要	実施計画(年度)					合計	所管課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
15	特殊勤務手当の見直し 勤務実績に応じた支給ではなく、月額で支給している手当の見直し 廃止 (税務手当) (住宅貸付収納手当)	494	440	440	440	440	2,254	総務課
16	非常勤特別職の見直し 非常勤の特別職の廃止、人員削減及び報酬額について検討します。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		全課
17	退職時の特別昇給制度の廃止 職員退職時の特別昇給制度については、国に準じて廃止する	実施	⇒	⇒	⇒	⇒		総務課

#### (4) 事務事業の見直し

18	津木出張所の廃止 当面は、嘱託職員を配置するが、開所日数の削減等廃止に向けた見直しを行う	724	724	724	724	724	3,620	住民生活課
19	教育集会所を自治会に譲渡 旭・学園、熊之町、西北の各教育集会所を自治会に譲渡する	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		教育委員会
20	旅費制度の見直し 出張時の日当支給を廃止する。 各種団体の実施する県外視察研修等への参加は隔年とする。	1,202	3,859	3,859	3,859	3,859	16,638	総務課
21	公用車管理体制の見直し 公用車の管理については総務課において集中管理し、台数削減を図る。	検討	実施	⇒	⇒	⇒		総務課
22	公用車の更新基準の見直し 新たに、公用車の更新基準を設ける。 (基準)13年以上使用又は15万キロ使用	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		総務課
23	長寿祝金(敬老年金)の見直し 支給開始年齢を80歳から段階的に85歳に引き上げる	84	114	171	228	285	882	住民生活課
24	町単独扶助制度の見直し 町単独の扶助制度については廃止する。 (小中学校社会見学) (小中学校自然教室)	72	162	162	162	162	720	全課
25	町単独補助制度の見直し 補助効果の乏しいものや不明瞭なもの、緊急性が低下したもの、団体補助金について廃止、縮減を図るとともに、事業補助金への移行を図る。	検討	146	146	146	146	584	全課
26	各種団体等負担金の見直し 一部事務組合、協議会等各種団体への負担金・分担金については、削減等に向けた見直しを図る。 (有衛生施設事務組合負担金) (有田郡少年センター事務組合負担金)等	45	69,301	69,301	69,301	69,301	277,249	全課
27	税務協力委員報償費の廃止 郡市内において支出している団体も少ないこともあり廃止する。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		住民生活課
28	小中学校社会見学費用の見直し 小中学校で実施する社会見学に必要な経費については、保護者負担とする。	検討	76	76	76	76	304	教育委員会
29	給食配送回収業務の見直し 給食配送回収業務については民間委託する。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		教育委員会

	項目名・実施概要	実施計画(年度)					合計	所管課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
	生活路線バス維持補助金の見直し							企画課
30	現在、生活路線バス運行維持を補助しているが、運行会社への委託方式へ見直す。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		
	自然教室教職員旅費補助制度廃止	194	194	194	194	194	970	教育委員会
31	自然教室実施時の教職員の旅費補助制度を廃止する。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒		
	母子栄養食品支給委託制度の廃止	17	36	36	36	36	161	住民生活課
32	低所得者層の妊産婦及び栄養欠陥のある乳児に対する栄養食品の支給を廃止する。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒		
	町行政区の見直し							総務課
33	内海町(区)については、世帯数が5世帯であることから本町区へ編入する。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		
	前納報奨金制度の廃止							住民生活課
34	前納報奨金制度については率の引下げ等見直しを行っているが、制度そのものを廃止する。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		
	議員費用弁償の見直し	114	114	114	114	114	570	議会事務局
35	定例会、臨時会に出席の際の昼食(弁当)を廃止する。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒		
	広村堤防管理委託の廃止	620	620	620	620	620	3,100	教育委員会
36	広村堤防の管理については、広村堤防保存会の活動を支援することとし、管理委託については廃止する。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒		